

(様式第2号)

# 会 議 録

令和2年12月14日作成

会 議 の 名 称	第4回JR島本駅西地区まちづくり委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和2年11月17日(火) 午後1時00分～午後4時00分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	10名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 委 員	榊原委員長、藤本副委員長、 五江渕委員、永山委員、難波委員、吉田委員  【事務局】 山田町長 都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、橋本 課長、藤本主幹、森鎌参事、川井係 長、滝沢係長  【オブザーバー】 島本町JR島本駅西土地区画整理組合  【参考人】 奈良女子大学 大和・紀伊半島研究所 古代学・聖 地学研究センタ 前川佳代 教育こども部 生涯学習課 奥野課長、木村主査		
会 議 の 議 題	1. まちづくり委員会における協議事項について 2. その他		
配 付 資 料	会議次第、会議資料他		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		



## 第4回

# JR 島本駅西地区まちづくり委員会会議録

日 時 令和2年11月17日(火)

午後1時00分

場 所 島本町役場 3階 委員会室

開会 午後1時00分

事務局 定刻となりましたので、ただいまから JR 島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱に基づき、第4回 JR 島本駅西地区まちづくり委員会を開催させていただきます。本日の司会を担当します都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。本日の資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前にお渡しさせていただいております資料と本日配布させていただく資料として、鎌倉時代の皇室公家文化をテーマにしたまちづくりと書かれた資料でございますが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。ありませんか。はい、ございますね。それでは本日の委員会につきましては、各委員の皆様の音声をより聞き取りやすくするためにマイクを設置させていただいております。ご質問やご意見等を発言される際は、挙手のうえ、マイク下にあるボタンを押していただき、赤いランプの点灯を確認後ご発言いただき、終了後は再度ボタンを押していただき、ランプの消灯をご確認いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それではこの後の議事進行につきましては、JR 島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱第5条第1項により、委員長が議長となりますので、委員長に議事進行をお願いしたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは案件に従いまして、会議を進めてまいりたいと思います。まずオブザーバーのご出席ですが、本日は島本町の JR 島本駅西土地区画整理組合の皆様にご出席いただいております。続きまして、会議の公開についてですが、本日傍聴の申し出はございますか。

事務局 はい、ございます。

委員長 何人ぐらいおられますか。

事務局 15名でございます。

委員長 外にもあれですね。とにかくよろしいですね。いつもとおりで。では、ご案内お願いします。傍聴者の方、ご入場いただいたようですが、これもいつものことですが会場にも会場外にもまだ何人かいらっしゃるそうなので、マイクを通じてスピーカーでお聞き願うということと、資料コピーをお配りするということですが、よろしゅうございますか。はい。それではお願いします。それでは本日の次第に沿って事務局からご説明をお願いできますか。

事務局 本日の案件につきましては、お手元のスライド資料に沿って進めさせていただきます。お手元のスライド資料の1ページめくっていただいたところに、本日の次第という項目があります。こちらに沿ってご説明させていただきます。なお、会議の進行上、②その他の埋蔵文化財、尾山遺跡について、から始めさせていただきたいと思います。前回の委員会におきまして、事業区域内で確認されました尾山遺跡についての状況報告に対してのご意見がございました。本日は各委員の皆様の本委員会の議論、検討の参考としていただくため、鎌倉時代の皇室公家文化をテーマにしたまちづくりと土地区画整理事業に伴う尾山遺跡発掘調査についての説明を予定させていただ

いております。まず、鎌倉時代の皇室公家文化をテーマにしたまちづくりについて委員のご紹介でお越しいただきました。前回の委員会でご提案いただいております外部の研究者の方でございまして、参考人 A からご説明いただきたいと思っております。参考人 A、よろしく願いいたします。

参考人 A 皆様、はじめまして。参考人 A と申します。よろしく願いいたします。すいません、持ち時間は。

委員長 一応 10 分ほどで、お願いできますか。

参考人 A 10 分か、15 分と思っておりました。私の資料、マイクとおしたほうがいいのですよね。私の資料は 3 枚になっております。尾山遺跡の説明のほうが先かなと思っはいたのですけれども、まずじゃあ私のほうからお話のほうさせていただきたいと思っております。

(以下、パワーポイントで説明)

桜井、広瀬の百山など、島本町一帯に広がる水無瀬殿の関連遺跡は当時の非常に都市形態っていうものをよく表しております。例えば、京都の南にありました鳥羽殿っていう院政期の御所があります。水無瀬殿よりも 100 年ぐらい前の御所なのですけれども、このようなかたちで北殿、南殿、泉殿、馬場殿っていうようなかたちで施設が分散化しております。一方の島本もそのような状況で、桜井にもあり広瀬にもあり百山にもありっていうような分散化した状況がうかがえるかと思っております。また、島本町は水が非常に有名でありますけれども、水は上位の池から下位の池へ流れ巡ります。流れ巡れなければなりません。当時の都市の形態の中におきましても、例えば左上が、私が長年研究しております平泉なのですけれども、そこも上位の池から下位の池に水が巡ります。右上、先ほど言いました鳥羽殿。大きな池が真ん中にございます。下は宇治ですけれども、これは摂関期藤原氏の都市ですけれども、この青色の星印はすべて池がございます。ですので、当時の都市形態と違わぬかたちで（水無瀬殿でも）出てきているなというふうに思っています。水無瀬、何がすばらしいかといいましたら、庭園と風景っていうものが一緒に残っているっていうところが一番の強みではないのかなというふうに思っています。水無瀬、後鳥羽院の水無瀬ですけれども、このようなかたちで庭園ですね、池跡がたくさん見つかっている。これは平泉などの形態と同じです。後鳥羽院の水無瀬殿っていうのは日本、いや世界唯一無二の鎌倉時代皇室公家文化の遺産であることは間違いない事実であります。それゆえに地域ブランドとして立ち上げることが十分に可能であると私は考えています。それゆえ今回は桜井地区の歴史的なことを述べてほしいという話であったのですけれども、島本町全体として見ていこうかなというふうに思いました。（1.）桜井地区の遺跡と景観でございますけれども、尾山遺跡はあとからお話しされるということで越谷遺跡のほうをお話しさせていただきたいと思っております。これは桜井地区の上から見る航空写真でございますけれども、ちょっとわかりづらいのですが黄色のライン、それは皆さんのお手元に資料としてあります下のほうの図です。図の 2 のほうの等高線図を重ね合わせたものでございまして、名神高速道路が通る以前の地形を表しています。越谷遺跡、尾山遺跡もそうですけれども、縄文時代以降人の営みが確認されます。越谷遺跡、これは名神の拡幅の調査のときの地図でありますけれども、これ図面、お手元にはないのですが、縄文時代の大溝が実は見つ

かっておりまして、近くに大集落があってもおかしくないなっていうようなところ（時期）から、実は人の営みがあり、そして、これと同じような池（嵯峨野大覚寺大沢池）がここにあったのではないかということが昭和34年あたりから想定をされてきています。ご存じのように御所池、御所ヶ池がありまして、その南側に岬状の突出部がある田んぼがございます。御所池は水を抜いた2月頃ですと、御所池に水没している景石状の石などが見受けられます。さらにその南側に岬状と思わせる非常に悩ましい、非常に、地形があるということは昭和34年ぐらいからわかっておりましてけれども、その名神高速道路の拡幅調査の際に御所池のほうでみぎわ（汀）が見つかっておりまして、そのみぎわのレベルを考えるとちょうどこの岬状の池あたりの、その岬状の形態にちょうど合致するっていうことになります。さらに掘立柱建物、建物とかは非常にないのですけれども、地形的に起伏が認められまして、そういう高いところに何か施設があったのかなと想像がされます。さらにこの両者の池っていうのが同じ一つの池であった場合、この矢印の方向が池上、池尻っていうかたちで水が流れるのかなっていうふうに想像されます。それらを勘案して両者を一体の池として復元をしたものが皆様のお手元にある図面（図1）ということになります。これはビジュアルに見せたほうがいいのかと思って、ちょっとお願いして描いていただいたのですけれども、恐らくこういう庭園、庭の状態になるだろうと、考古学的にもそういうふうに考えられるかなと思います。そういたしますと、平安時代前期の宮跡庭園っていうものと非常に類似した形になりますので、これは鎌倉時代より以前の庭園跡になる可能性が非常に高いというふうに考えています。まあ、それだけで重要だということです。その御所池と岬状の池って一体の池でありまして、平安時代の造園になりますと、桜井御所や惟喬親王伝説と関係してくる。東に向く地形っていうのはやはり月見っていうものがやはり関係しているのかなと思われれます。中秋と十三夜の月で私のほうでも確認をさせていただいているところです。尾山遺跡はあとから話があると思いますけれども、平安時代以前の掘立柱建物、鎌倉時代の池跡が見つかっており、水無瀬殿関連遺跡というふうにいわれていますけれども、池というよりは私は泉跡だろうというふうに思います。大きなけやき、槻（つき）の木の根元の洞（ほら）のようなところに水がたまって、そこからわき出ている水、泉っていうようなものを青色の石で表現したのだらうと思われれます。その尾山遺跡の場所から、例えば御所池、岬状の田んぼと山容っていうものを見たときに、これは山越阿弥陀の世界っていうものが想像されるのではないかというふうに想像するわけです。これらの非常に重要な遺跡がこの桜井地区にあるのですけれども、この桜井地区の遺跡を利用した島本町全体で、やはり（2.）文化遺産の保存と活用っていうことを考えるべきだというふうに私は思いまして、文化財を生かした地域作りの文化庁の支援事業についてご紹介をさせていただきます。島本町に点在する水無瀬殿関連遺跡は長期計画で調査していく必要があります。その際に文化庁が支援しています「文化財保存活用地域計画」っていうものを参考にされたらいいかなと思います。これは文化財保護法の改正により、地域における文化財の保存と活用を総合的に、かつ、計画的に行うことができるよう創設された制度であります。要はその地域の中の有名、無名の文化財、すべてをこう洗い出して、それらをどういうふうにする地域として活用していくかということをお有識者、それから文化財保存活用支援団体、これは民間の団体であ

りますけれども、そういうところなどと皆共同をして、まあ地域住民で文化財を守りながら地域、まちづくりっていうのを考えていこうという案でございまして、平成31年の4月からできたものでございます。島本町さんとしてよく似ているかなと思うところで奈良県王寺町の例をちょっと出しておきたいのですけれども。文化財保存活用地域計画概要ということで、「王寺町は聖徳太子ゆかりの文化財が多く存在しますが、住民の地域に対する愛着や文化財に対する関心が十分でないことが課題となっている。このため文化財を積極的に活用することで町の文化財を発信し、住民の愛着や関心を生むとともに、産業発展につなげるため、達磨寺を始めとした文化財プロモーション、説明板、サイン表示、体験イベントなどの受け入れ環境を整備することで町内外の住民の交流を促進しつつ、住民全体が防災、防犯体制や文化財の見守り活動にかかわることで、文化財の保存を図り、町の文化財の保存、及び活用を推進することとしている」というようなことを概要、これも文化庁のホームページで提示されておりまして、王寺町はこの支援事業、始まって初めての地域計画っていうものを策定されました。それ以外に「歴史文化基本構想」っていうのが前の段階にありまして、これも続いています。これらの基本構想、兼地域計画っていうものを策定して文化庁に認められましたら、「地域文化財総合支援推進事業」というものがございまして、文化遺産を活用した地域活性化にかかる取り組みへの支援、さまざまな支援の応募をすることができるようになります。地域計画に認定されると、位置づけた活用拠点や事業について施設整備などの補助金が得られるということがございますので、このようなところを活用されたいのではないかなと思います。水無瀬は恐らく皆様が思ってたよりも日本全国注目を浴びている地域でありますし、非常にもったいないと思っている人が多いです。今回も協力するっていう学会もあります、研究者もいっぱいいます。だから、もし有識者で委員会作るってなったら、立ち上げるのは早いのではないかなというふうに思います。では実際に尾山遺跡なのですけれども、どういう遺跡公園にしたらいかっていう、尾山遺跡の説明がないままちょっとこの話に突入してしまいますけれども。その事例を挙げてくれっていう話がありましたので、とりあえずいろいろなところを回ってみました。1) 遺構の見せ方、2) そのほかの設置物、3) 駅前の遺跡公園についてちょっとお話をさせていただきます。遺構の見せ方として①露出展示です。全く発掘調査で出てきたものをそのまま展示する。岩手県平泉町、毛越寺（もおつうじ）ですけれども、これは石敷きの部分は実際のものの上に砂とそれから粘土を置いてよく似た石を敷いているのですが、この立石などは当時のままでございます。しかもその池、大泉が池に注ぐ遣水（やりみず）跡の池、これはそのまま発掘調査されて出てきたそのまま800年前、900年前の姿を保っています。私がこの道に入るきっかけになったのも実はこの遣水でございまして、この遣水が本当に奥州藤原氏の時代のものだよってこのお坊さんに教えてもらったことがきっかけで、ここの調査をしようっていうか、ここを研究しようって思った。やっぱその本物があるっていうの、本物の力っていうのはすごいなっていうのは私自身が体感していることでございます。次、奈良市にあります旧跡庭園、宮跡庭園なのですけれども、ここも庭園跡。龍のようなかたちのような庭園跡でして、ここも同じく景石に関してはそのまま使っているのですが、細かい石に関しては、保護処置をしたうえで似たような石を置いております。これらは露出展示

だったのですけれども、（覆屋をかけて遺構を見せる例として）高槻市史跡新池（しんいけ）ハニワ工場（こうば）公園に参りますと、埴輪を作った工場跡がいくつか見つかりまして、屋内のほうで、実際に発掘調査で出てきた状態で展示がなされている例があります。②遺構の型取り、または3D計測データから樹脂などの模型を作成して着色、現地に設置した例といたしまして、高槻市の安満（あま）宮山古墳っていうものがございまして。墓地の中にある古墳なのですけれども、ちゃんと計測した状態で樹脂などで固めて、まあレプリカ展示をやって、その中身がこうだったよっていうのを見えるようなかたちで展示をしている例です。③遺構と同材料によって遺構を再現して展示している例といたしましては、天理市の史跡黒塚古墳がございまして。黒塚古墳、前期古墳でありますけれども、頂上へ行きましたら石室の状態がこのようなタイルで表現をされていまして、近くの展示館におきましては、その全く同じ石を使って同じような石室を作って展示館のほうで展示をしているっていう状態です。④平面的に遺構の垂直写真を銅板に焼き、現地に設置した例としては長岡京市の史跡恵解山古墳がございまして。恵解山古墳では大量の鉄の戦闘具が見つかったのですが、こういうかたちで写真を銅板に貼りつけまして、展示をしているという状況になります。また、これら遺跡公園の中には、このような案内板も必要で（2）その他の設置物）。恵解山の場合はここでは葺石の説明がなされておりまして、実際の葺石を使っているということが表示をされています。また、俯瞰的にどういう位置にあるかっていうことが見えるジオラマみたいなのも設置がされておりますし、実際、恵解山古墳が当時はこういう姿だったというものの模型なども設置がされています。これは遠く、福岡県の太宰府市になりますけれども、特別史跡太宰府跡にあった客館跡ということで、客館跡の建物が平面表示されているため、こういう展望台を作りましてそこから見せるというようなことがなされています。今回、尾山遺跡っていうのは島本駅前の遺跡公園ということになろうかというふうに思いますので、3）駅前の遺跡公園として事例を挙げたいと思います。これは東京都、府中市に最近できました国史跡武蔵国府跡、国司館地区の展示でございまして、府中本町駅のすぐ前に、このようなかたちで古代の国府跡の模型と、それから原寸大の柱とで表示がなされています。それだけではわかりにくいし、周りは建物、ビルだったりマンションだったりするので、VR（AR）を使った武蔵国府スコープということで国府の状況を再現していると。またこの武蔵国府っていうのは家康の御殿であったこともわかっており、そういう発掘調査の成果も踏まえて、家康の時代と武蔵国府の時代と両方の資料に基づいたこのような展示をやっていました。こういう見せ方をしています。だから、いろんな見せ方があるかなというふうに思います。ということでまとめていきたいのですが、2枚目の上です。桜井地区っていうのは水無瀬殿関連遺跡が風景とともに駅前に残ります。駅前の立地っていうのは水無瀬殿の玄関口であります。島本町が、もう世界に誇れる水無瀬殿という唯一無二の遺跡を利用したまちづくりを行うっていうのは一番望ましいのではないかなというふうに私は思っています。その際のテーマが鎌倉時代の皇室公家文化であったり後鳥羽院時代の庭園と風景が残る町であったり、そういうのは皆さんが決められていったらいいとは思いますが、先ほどの文化庁の支援などを検討される場合であれば、それは文化財担当だけではなくて都市計画、それから観光分野、そして市町村が認めた市民団体など、町全体

で取り組む、町の政策と大きくかかわる問題なので、そういうことも含めて島本町さんのマスタープランっていうのをこれからしっかりと作成されたほうがいいのではないかなと考えています。文化財保存とその活用により住民が地域を再認識をし、新たな発見と誇り、住み続けたい町にするということが、文化財を利用した、活用したまちづくりの目標になるのかなと思います。これは単に歴史的な価値というわけではなくて教育的な効果っていうのも認められます。今画面のほうは談山神社のけまりの様子の写真なのですが、後鳥羽院は万能の帝王と呼ばれ何でもできる人でした。なので、例えば新古今和歌集の和歌でありますとか、それからこのけまり、連歌、水無瀬駒、装束、それから食など多彩にいろんなことが展開することができる。それらを集めて「水無瀬学」ということで、例えば小学校の総合学習、教材、生涯学習に持っていかか。そういった中で子どもたちに、そういった中で子どもたちに、水無瀬っていうのはこういうところだったのだから、郷土愛を育成することができる。またこのけまりとか、和歌とかっていうのは、伝統文化の次世代育成事業ということもできる、いえるのではないかなというふうに思います。観光商業的効果っていうのも、やっぱり水無瀬殿というブランド化、ブランド力っていうのはやっぱりあると思うので、今、最近、御所池を月見の名所にしたらいいのになんていうのを、何人か町の皆さんと言っているのですけれども、これ御所池のところから見た男山ですね。向かいの男山のところから月が昇る。これ中秋の名月です。男山から出てきた瞬間で、それがだんだんと夜になると上に上がって、御所池に姿を現すと。一晩中、御所池のところ、月が映る様子を眺めることができる。そういうところって、恐らく水無瀬でもこしかないだろうし、この近くであっても、この（集合住宅の）灯火が邪魔といえば邪魔なのですが、それよりもさらに輝いている月っていうのを望むことができます。これは十三夜です。十三夜のお月さんです。そういう月見とか、古代スイーツ、水無瀬殿スイーツっていうものを再現、後鳥羽院が食べていたであろうお菓子を再現するとか、こういうのも教育的な効果っていうのもありますし、私のほうでこういうのもやらさせていただいておまして、一緒にやっている人たちが、次にその講師になって、子どもたちに教えるっていうことも、ゆくゆくは可能になるのかなというふうに考えています。そして水無瀬（MINASE）っていうブランドを全国、世界にやっぱり発信するっていうところが、一番大きな目標かなということになります。そして先ほど玄関口、駅前の立地っていうのは玄関口であるというふうに言いましたけれども、島本駅の西口に降りましたら、尾山遺跡が庭園公園となって、ウェルカム遺跡っていうような位置づけの中、水無瀬殿の広がり意識してもらって、いろんな施設（泉復元施設、島本町の中の水無瀬殿のジオラマ、解説版、休憩所など）っていうものを設置しながら、その空間っていうのは鎌倉時代をイメージできるさまざまなイベントをすることができる可能な公園とし、そして御所ヶ池と岬状の田んぼのところを公園化、あるいは原風景としてこの田んぼのまままで利用する、残すっていうのも、遺跡と人が一緒に住んでいるっていうことがよくわかるので、いいのかな。せっかくここまで皆さんの力で残していただいたこの地形っていうものは、やはり壊してほしくないなというふうに深く思うわけですね。そして御所ヶ池は、先ほど言ったように月見の名所というふうに考えます。ふれあいセンターへ行きますと、ふれあいセンターの屋上から周囲の景観を眺望することができる。そして

西浦門前遺跡では、このような池があったよ（解説版設置）っていうことなり、この役場があります鶴ヶ池は、惟喬親王別荘伝説があるよ、そして水無瀬殿、水無瀬離宮方面へ向かって、あのおっきなかろうじて残っています馬場東西大路跡などを経て、そして水無瀬神宮へ行く。そのようなルートっていうものが考えられるのではないかなというふうに思う。そうすると、そのあと西国街道を通過して、歴史文化資料館へ行き、島本駅東口ということで、ぐるっと水無瀬を満喫できる周遊プランっていうのが考えられるのではないかなというふうに思います。ということで、桜井地区っていうものが、水無瀬殿関連、水無瀬殿の一つの重要な核であるということ、そして駅前に立地するっていうことが、水無瀬殿の玄関口として重要なアピール、島本町の顔としてのアピールができる重要な場所であるということ、そしてここまで残してくださった岬状の地形などっていうものを勘案されて、ぜひ、ここ数カ月私、水無瀬の人たちと一緒に過ごしてきましたけれども、皆さん、島本が大好きなのです。皆さん大好きな島本が、皆さんが誇れる町になって、そして折り合いをつけて、うまいことみんなが幸せになるようなまちづくりっていうのを、ぜひこの水無瀬殿っていうのをキーワードに進めていただけたらなというふうに切に願う次第でございます。すいません。早口で進めました。ご清聴、ありがとうございました。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは質疑を続けてお願いしたいと思いますが、質問ある方、どうかお願いいたします。

委員 すいません。プレゼンテーションありがとうございました。大変よくわかりました。この水無瀬殿の歴史的な、文化的なところで、関連するエリアの広さとしては大体どのぐらいの広さになるのでしょうかね。ちょうどこの図形とかもあるんで、大体このあたりが一番関連するエリアですみたいな。

参考人 A それ（模型）は桜井地区がメインになっています、ですか。

委員 そうですね。

参考人 A ですよ。関連するエリアとしたら、この水無瀬神宮がある広瀬のあたりと、広瀬のあたりから山の手、山の手ずっと通って、この桜井のあたり。

委員 もう全体がっていうことですね。

参考人 A そうです。島本町の全体に遺跡は広がっている。だから掘ったら、絶対に出ると思います。

委員 この範囲を、微妙に広いっていうことですかね。

参考人 A はい、発掘調査をすれば出ます。だから現在みたいに、出てきちゃった、どうしようっていうのじゃなくって、もともとあるっていうことを前提に、ちゃんとした調査体制を組んで、エリア、ここは出る、ここは出ないっていうようなすみ分けができれば、開発するのも楽だろうし、もうちょっと例えば、これ遺跡公園として私、提案させていただきましたけれども、ボールが蹴られる、蹴れるような公園が望ましいっていうような意見もあるというふうに聞きました。でもボールが蹴れるっていうのは何歳ぐらいまでとか、私も男の子いるので、小学校までか、中学校までか、高校までかかっていうような話もあるし、そうすると例えばナイター照明が必要やとか、駅前やったらフェンスが必要やとか、そういう話になってくるじゃないですか。それはそれで別に作るべきだと思うのですよ。そういう話が出てきたから、ここ公園を作るっていう話出てきたか

ら、そういう意見を取り入れよとかじゃなくって、島本町として町域をどういうふうにご利用するかっていうことをまず考えるべきなのじゃないかなと。行き当たりばったりにそこを開発します、発掘しました、遺跡出てきました、どうしましょう、じゃない、じゃなくって。

委員 ちよっとよろしいですか。

参考人 A はい。

委員 すいません、遮ってしまって。質問の意図としては、もしこれを水無瀬離宮に関連する遺構を保存するっていうふうになった場合に、どういうかたちがベストなのか。そのエリアが大体どのぐらいの広がりがあるのかっていうのが、ちよっとイメージができなかったんで、その内容によってはこの土地区画整理事業と折り合いがつくかもしれないし、そこの折り合いのつけ方ですよ。これが例えば仮に今、区画整理のエリア全部公園にしなさいって言ったら、もう話にもならないので、だからやっぱり一番重要な部分はどこで、それを残すとすればどういうやり方がいいのかとか、そういうイメージをちよっと持ちたかったんで、ちよっと質問させていただきました。

参考人 A じゃあ、この桜井地区の話でいいですか。尾山遺跡に関しては、もう言うたら破壊はされてしまっているんで、でもそこが公園になるという予定であるということで、せっかく出てきた場所であるから、せっかく出てきたっていうわけじゃないな。やっぱりその場所は踏襲したほうがいいと思うのです。よそで移築っていうかたちを取るよりは。せっかくそこで出てきたから。そこで出てきたから、尾山遺跡に関してはちょうど公園になるところだから、そこで今さっきいろんな復元の方法言いましたけれども、どれかされたらいいかなというふうに思います。それを島本駅に降りられて、西口に行かれたときに、あるのとないのともう全然イメージが違うと思う。駅前に庭園があるっていうのは、日本全国にないですから、どこ行ってもないので、そういうかたちで、降りた人が、え？何なん？ここっていう、まずつかみになると思うのですよ。そこでここ水無瀬っていうところやねん、後鳥羽院が承久の乱でなって、皇室とか公家の力から落ちるまでは、ここでいろんなことやってはったんやでっていうことがわかりながら、回っていただくために、ぐるっと回っていただくの、水無瀬神宮のあたりまで誘導する遺跡のポイントとして、私はその御所ヶ池とその南側の岬状の地形が残るものあたりっていうのは、大変重要やと思っています。なので、岬状の地形は残してほしいなど。そこが田畑で使われて、今までみたいに使われていてもいいと思うのです。私がずっとやっている平泉でも、(区画)整理してしまっただけで残念やなっていう例もやっぱりある。田んぼで残しておいてもらったほうが、何か遺跡と一緒にみんなが生きている感じがして、すごく私は好きでした。だから、そのままの地形で残したかたちの利用っていうものを、やっぱり考えていただきたい。っていうのは、そこが白か黒か、はっきりしてないのです、まだ。だからこのままそこの地形を壊したり、道路を敷設してしまうというのであれば、遺恨が残る、正直。せっかくここまで残ってきたんやから。ほしたら、それをも壊したりするのであれば、ちゃんと調査してください。発掘調査をすれば、かろうじてそこが何やったかっていうのは、はっきりわかります。記録として残すことができます。という話です。

委員 ちよっと、すいません。ちよっとそしたら、私の理解が合っているかどうかだけ。

委員長 ちょっと申し訳ないですけど。時間に限りがあるので、簡単にお願ひできますか。

委員 わかりました。要は御所ヶ池と岬状のあそこの地形をそのまま保存するのが一番適切ではないかという先生のご意見ということで。

参考人 A はい、そうです。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがですか。

委員 簡単に。質問ではございません。今日はありがとうございました。私が。

委員長 ご意見ですか。

委員 感想？

委員長 質問ではないのですか。ご質問であれば、今お願いしたいのですが、ご意見をおっしゃるのであれば、これが終わってからおっしゃっていただきたいのです。

委員 そうですか、終わってから。じゃあ、終わってから、発言させていただきます。

委員長 いろいろ資料もご用意していただいていると聞きましたので。

委員 失礼しました。どうぞ。

委員長 ご質問あれば。

委員 じゃあ、すいません。

委員長 はい。

委員 ありがとうございました。

参考人 A ありがとうございます。

委員 こちらの発表の中で風景っていうキーワードが使われていたのですけども、それは具体的にどんな風景なのかっていうのが、ちょっとこの平面図はちょっとわかりづらくて、ここが庭園だったっていうのもあって、どういうふうな風景だったのか。そのときに周辺の山とどういうふうな関係にあったというふうに捉えたらいいのか、そのあたりについて少しわかる範囲で教えていただけたらと思います。

参考人 A これ今岬状の田んぼのところの裏側の山になりますけれども、大体地形的に東側に開けておりますので、池があって、建物があって、山があるっていうのが、大体その当時の庭園の常識的なところが、こういうようなかたちになります。しかも西側に向いている。鎌倉時代っていうのは浄土信仰っていうのもありまして、西側に阿弥陀様がいらっしゃるっていう信仰がございました。そのようなものを先ほど申しましたけど、山越阿弥陀みたいな山を越えて阿弥陀様が来てくださるっていうような浄土観っていうのがあった。それが駅降りたら、すぐにそういう状況があるっていうのが、非常にすばらしいなというふうに思う。それから御所池のほうでお月見の写真を見ていただき、月の写真見ていただきましたけれども、その月が対岸の男山から昇る。その男山もこの水無瀬の重要な風景、景観であります。そういうものを、男山っていう、とつてもその当時有名な場所であるところから、月が昇ったり、日が昇ったりとかするっていうところに共感を得て、ここに平安時代の前期から皇族たちが別荘を営み、後鳥羽院が非常に愛したということがいえる。景観も文化であると、風景も文化であるというふうに捉えていきたいと思っています。

委員 視点が今二つあるような感じがして、駅から降りたときに庭園も含めた西側っていう話と、私がイメージしていた風景っていうのは、その庭園の中から外側に向けて。庭園の中の視点場で、外側に向けての視点なのかなと思ったのですが、その二つ、今確認させていただきたいのは、両方あるということか。

参考人 A 両方あります。平安前期の庭園は眺望、つまり見渡せることを重要にしました。平安時代の終わりの庭園っていうのは、山に極楽浄土の世界っていうのがあるから、山を見る側が視点場になる。なので時期的な変遷が、ここは追えるっていうこと。

委員長 ほかにいかがですか。私からもちょっとよろしいですか。今日はどうもありがとうございます。

参考人 A ありがとうございます。

委員長 ご挨拶遅れまして、申し訳ない。先ほど遺構の見せ方の話があったのですが、ひとつ、あそこは公園になる下に調整池ができますので、完全に破壊されるわけですね。出てきた石をどっかに復元するというよりは、その場で別のかたちで利用すると。その石を使って、何か作ると。完全にかたちは以前のものとかかわりなく。そういう利用の仕方っていうのは、どんなものですか。例えば平面的にそれを並べるとかいうことだって、あるわけですよね。

参考人 A 遺跡表示としてはいろんな表示の仕方があるので、それは予算とかのかかわりであるとは思いますが、可能であれば再現されたほうが良いと思いますね。

委員長 再現のほうが、やはり望ましい。

参考人 A 再現のほうが、あれは私、生で見えていませんけど、あれはすごいと思いました。あの技術は本当にそら皇室クラス、国家予算でないとならないっていう技術じゃないかなというふうに思います。

委員長 どこの話ですか。

参考人 A 国家予算です、当時ね。後鳥羽院だから。

委員長 そういう意味ですか。そうすると、石をとにかく別の用途で利用するというのは、望ましくないというお考えですか。

参考人 A 私はそうです。私個人としては、そう思います。

委員長 わかりました。それからさっき VR という言葉が一つ出てきたのですが、どういう VR か。VR というよりは AR じゃないのですか。VR というのは例えば、VR の眼鏡で見るのが普通ですよね。AR っていうのは例えばスマホを持って行って、その場であれすると、その付近の風景が見える。私はその AR の活用というのは非常に良いと思うのですね。さっき 3次元データでという話があって、それをせっかく取っているわけですから、それで完全に再現できるわけですね、CG で。それからもう一つここらあたり風景が、さっき想像図のようなもの出てきたのだけど、もう少しリアルにここにこういう建物があってという、その風景が再現できれば、それをそこで見ると。AR で簡単にスマホで見られるとなれば、これは非常にいいわけですよね。

参考人 A 私もそう思います。

委員長 だから私としては、ぜひ AR の活用をここでは考えたいというか、考えてほしいと思っているのですがね。わかりました。その VR というものが、こんな本格的に眼鏡かけて見るやつかいな

という。

参考人 A 武蔵国府のやつは AR だと思うのですけれども、例えば平泉なんかは、VR で部分的にスコープ、やって、はい。ありますね。

委員長 なるほど。

参考人 A やっぱりもう全部作ろうと思ったら、とてもお金が足りないので、そうやって見せる方法っていうのは一つの方法だと思いますし、下手なものを作る必要もないと思いますし。

委員長 わかりました。それからできるだけ今のこのあたりは残すべきだというお話で、幸いここ農住ゾーンなので、私は可能性はあると思うのですよね。ただ、どこまでの可能性があるかというのは、心もとないところで、ただ、やはりさわらないほうがいいわけですね。

参考人 A その地形はさわらないでほしいですね。

委員長 土を上にかぶせるというのはどうですか。もちろん田んぼ部分だけですけど。

参考人 A 土をかぶせてしまうと、あの地形がわからなくなりますよね。それはもったいないと思いますね。

委員長 わかりました。農住ゾーンだということで、農地としてそのままできる限り使い続けることを何とか提案したいとは思っております。じゃあ、ほかにいかがですか。

委員 今日はありがとうございました。

参考人 A ありがとうございます。

委員 残せる可能性があるのだろうなということも感じましたし、一番ちょっとやっぱり計画との重ねがわからなかったのもう少し私も探してみたいなと思うのですけれど、特に駅前であつておっしゃったので、駅前がどういうふうになるかっていうところ、すごく大きいと思うのですけど、今の計画では、はたはた、それがちゃんといけるかっていうことわからないのですが、どういうふうにお考えでしょうか。駅前のところは、ビジュアルに、

委員長 念のために申し上げておきますけど、取られている駅前広場予定地というのは、非常に狭いんですよ。恐らくおっしゃっているようなことは到底無理だろうという感じの広さしかないわけですよ。

委員 無理とかもあれですけど、イメージされているそのビジュアルを伺いたいなと思ったので。やっぱり山がぱんと見えるのを駅前からも思っておられるということですか。

参考人 A 駅前のどこを視点場にするかっていうのは、当然あると思うのですけれども、やっぱり尾山遺跡からは西は見たいなっていうふうに思いますし、私個人から言うと、やっぱりこれまでとのギャップっていうのは、ちょっとつらいところがあるなっていうのは実際のところ、私個人的にも思います。

委員 ギャップって何ですか。

参考人 A 今までは島本降りたら、牧歌的な風景が広がっていて、何かほっとするっていうようなところやったのです、私にとったら。皆さんはわからないですけど。それが言ったら、ちょっとどういう計画か、私もしっかりわかりませんが、そしたら長岡とか高槻とか、同じような駅前になってしまうっていうのはもったいない。島本なりの、島本らしさを残した駅前にやっぱりする

べきやろうと。のほうが、例えばね。

委員長 それもギャップというのは恐らく町民の方も、われわれも、全員思っている話ですが、それを言い出すと区画整理自体をやめないといかん話になっちゃうわけですよ。ただ、まあ開発が前提の話。さっきもこの遺跡の話というのも、保存とか活用というのは開発を前提にした話ですよ、基本的に。開発を前提にしなければ、そのままにしておけばいいわけですから。

参考人 A 開発が前提っていうわけではなくって、そこの遺跡の保存をしながら、その保存をどういうふう  
に活用していくかっていうところだと思います。

委員長 いや、それが開発だというふうに私は思うのですが、結構です。言うたってしょうがない話です。ほかにいかがですか。

委員 すいません。委員です。保存活用するときの方法というか、アイデアめいたものでもいただけたらなと思うのですが、われわれのこの委員会っていうのは、この土地区画整理を決定する立場ではないので、そもそもここで中身について議論しても、実際のところは仕方がない立場なのだろうと僕は認識しています。ある程度、だからそういう意味では方向づけみたいなことしかできないので、そういう立場をわきまえたうえで、その立場でどういうところまでできるのかなっていうのを考えないといけないのかなと思っています。そういったときにこの地形なり、風景を残すというところの在り方として、一つ今ちょっと即興で思いついたところでいくと、この地形なり、風景を残すようなまちづくりをしてくださいみたいな、そういうふうな提言ぐら  
いまでしかできないのかなと思っているのです。ただでも、それを実行していくのはやっぱり組合であって、そこを担保するための方策として、例えばそういうアドバイスをするような、この歴史的な知見に基づいてアドバイスをするような方々と協議しながらやるとか、そういうのがいいのか、むしろもうそこはもう一括して、例えば町に公園の予定地として、そちらに移譲する  
というか、そういうかたちのほうがいいのか、だからどういうふうなところがあれば、そういうのが実現できるのかっていうところについて、何かアイデアみたいなものがもしあれば、ほかの遺跡のところ  
でどういうふうなかたちで残されたのかっていう、そういう具体例でも結構ですし、例えば平泉とか、ああいうのかって、恐らくは多分お寺さんの敷地内なのかなとちょっと  
思っているのです。そうやって、お寺さんがこれ残そうって思ったら、別に残せるわけなので、そうではなくて、この場合は民有地なので、そういう制限がやっぱりどうしてもあると。そういう中で残されている例で、  
どういうふうに残していったのかっていうのが、もしあれば教えていただけたらなと思います。

参考人 A 武蔵国府の例ですと、あそこは駅前の一等地、武蔵国府のさっき VR とか AR とかっていうのを  
ちょっとお見せした。武蔵国府は府中本町駅のすぐ前なのですけれども、なので一等地なのです  
ね。イトーヨーカドーか、イオンか何かの駐車場を解体したら出てきたと。それまでに武蔵国  
府っていうのがどれぐらいの広がりがあるかというのは、ちゃんと調査はされているのです、そ  
れ以外のところで。そこで国司館っていう、国府の中で一番偉い人が住む場所であるっていうこ  
とが発掘調査でわかりました。ということで、あそこは史跡になっています。国と都が買い上げ  
た。土地を買い上げて、整備っていう。

委員 といいますと、そこはもう国から史跡指定がされて、もう法的な担保、裏づけのもと、そういう作業を進めていったというような、そういうことですかね。

参考人 A そうですね。

委員 わかりました。ありがとうございます。

参考人 A 水無瀬も十分に史跡になり得ると思います。

委員長 今の関連するお話は、このあとの話でも出てくると思いますので、そのときにまた。要は体制をどう作るかちゅう話は、もうむしろ町の方自体がお考えだと思います。それではちょっと時間だいぶたちやいましたので、最後に一つ、最後の質問を簡単にお願ひしたいと思います。

委員 今日はありがとうございます。委員です。王寺町のお話がされていたのですが、島本町は確かに水無瀬よりも多分、楠木正成、正行のそっちのほうの歴史のほうの色濃くって、なかなか後鳥羽上皇とか、そっちの鎌倉のほうに話がいけない傾向があるのですね。王寺町で確かに住民の意識は低かったけどもっていうところで、それはどういうふうになんかトリガーになって、みんなの意識がそっちに向いていったのかっていうの、ちょっとお聞きしたいなと思っています。

参考人 A そこまで王寺町の例に詳しくないので、王寺町も結局、聖徳太子関係の場所なのですから、聖徳太子が飼ってた雪丸くんっていう犬がキャラクターになってる町なのですから、そういうこと自体は町の人が多分知らなかったってところで、いっぱい史跡文化財みたいのはいっぱいあると。そういうのを町の人らで探し出していった。そういう計画を立てて、文化庁に出して認めてもらって、いろんな事業を受けているっていうような状況ではないかなと思います。

委員 わかりました。

委員長 よろしゅうございますか。そうしましたら、これで参考人 A からのお話、ここまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

参考人 A ありがとうございます。

委員長 よろしければこのあともいていただければ、いろんな話が出てくるかも。

参考人 A ありがとうございます。

委員長 それでは、町のほうから次の予定に移っていただけますか。

事務局 準備いたしますので、しばらくお待ちください。

それでは続きまして、土地区画整理事業に伴う尾山遺跡発掘調査についてを、本町の文化財担当であります、教育こども部生涯学習課木村主査より説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

参考人 B 木村と申します。よろしくお願ひします。では尾山遺跡の発掘調査の概要説明ということで、簡単にだけ、説明させていただきたいと思います。今回の土地区画整理事業に伴う発掘調査といいますのは、令和 2 年 6 月 1 日より調査を開始させていただきまして、予定といたしましては令和 3 年 3 月 31 日に調査を終了する予定でございます。調査範囲は平成 29 年度、令和元年度の試掘調査で遺跡の広がりを確認いたしました第三小学校の北から、どこまでというのが難しいのですが、JR の西口から出まして、よく島本高校とかの通学路に使われている細い農道のような

場所までの範囲となっております。全体の調査面積としては、約 7000 平米となっております。全体で 14 工区に分けて調査を実施しているところがございます。順番は工区名とはちょっと変わってくるのですが、第 1 工区、第 14 工区、第 2 工区、第 3 工区、第 5 工区の順番で、今調査を進めているところがございます。実際調査を進めたところ、縄文時代から近世の遺構や遺物の存在を確認しております。人の生活痕跡が見られる以前は、湿地帯状の堆積っているものが広がっていることを確認しまして、その後、弥生時代から古墳時代の各時代に、水田として利用されていたということが明らかになってきております。その後、中世以降になりますと、井戸や建物跡、溝跡などが見つかっており、徐々に生活の場として利用されていったということがわかっております。特に第 2 工区、こちらの第 2 工区のほうで現地説明会、報道発表も実施いたしました直径約 3.5 メーターの、ちょっと何ていうのか難しいのですが、現地説明会のときには池とさせていただきます、ちょっと泉の可能性もありますので、専門用語にはなりますが、池と泉を合わせ、池泉跡と呼ばさせていただきます。このような遺構が見つかっております。配布した資料、こちらのほうに載せているものがございます。こちらの 167 池といったものがございます。こちらの遺構といたしましては直径 3.5 メーターの池がありまして、南側に植物のケヤキですね。こちらが埋まっている。実際にこれは直接、この池泉跡のために植えたものか、自然に生えたものを利用しているのかは、ちょっとわからないです。一段テラス状に段を造ってございまして、そのテラスから下のところには約 10 センチから 20 センチの石を敷き詰めている状況があります。配布資料に尾山遺跡発掘調査現地説明会と左上に書いているのですが、その裏側のページ、こちらで池跡の全体像が載っております。この木が生えているほうが南側で、北側に丸がありまして、細い溝がつながっていくというのがございます。特に北側のところには大きい石が据えつけられてございまして、恐らく、遠くから運ばれてきたものかと思っております。その石と併せまして、青色の石でそろえられてございまして、非常に統一感を持って造られたということがわかります。恐らくこの池泉跡の水があふれたときには、北側の溝を通してほかのところに流されたものかと思っております。その養生のために、その溝の入り口部分のそこには青や緑色の石が置かれているっていった状況でございます。こちらの形状や、石の雰囲気などが、西浦門前遺跡で見つかりました水無瀬離宮跡。水無瀬離宮に関連する庭園跡の池跡と類似性が見られたため、土地区画整理事業の組合のほうに、第 2 工区の調査期間の延長と、保存の協議をするとともに、現地説明会をさせていただくこととなりました。保存の方法としては地中に埋め戻す方法や、移築復元する方法、レプリカを作成する方法など、参考人 A などもおっしゃられたような方法が挙げられるのですが、第 1 工区、第 2 工区におきましては公園予定地でございまして、その下に調整池を造らなければならないということで、地中に埋め戻して保存することは難しいっていう状況でございました。そのため実際の石や土を見ていただけるということで、レプリカ作成よりも移築復元する方向で、今協議を進めているところでございます。その後調査を進めまして、実際この池跡が出ております第 2 工区、本日が調査終了日ではあるのですが、この池泉跡は 3 時期に分かれて造られているってことがわかりました。この池跡の下に細長く続く素掘りの井戸というものが最初に掘られてございまして、その後、その井戸が埋まった段階でそこに石が張られ、北側

のところに石垣のような石組みをするというような工作が行われた状況、そして最後に現地説明会の資料のとおり、底に 10 センチから 20 センチの石が敷かれ、溝の接合部には石が置かれるというような状況に整備されたといったことがわかりました。ただ最近わかったばかりなのですけども、そのいずれも造られたあとに埋まった土、この中から出てくる土器の中に、13 世紀中葉以降の土器が入ってるってことがわかってきております。つまりこれらの施設は、承久の乱により後鳥羽上皇が失脚したのちに製作された遺構の可能性が高くなってきているという状況でございます。そうなりますと、その製作者っていうのは現在誰なのかっていうのは明らかではないのですが、非常に丁寧な仕事をしており、一定の権力者の関与っていうのがうかがえるものであることは間違いのないかと思えます。その意義については、今後出土した土器について改めて年代を整理しながら考えていくとともに、組合とも協議を進めていきまして、まだまだ調査地全体では今後も調査を進めていくこととなりますので、周辺の調査の状況とかも鑑みながら、そこら辺の遺物の年代なども考えながら、意義や解釈などを検討していきたいと考えているところでございます。それでは私からの説明は、これにて終わらせていただきたいと思います。

委員長 どうもありがとうございました。そうしましたら、ご質問あればお願いいたします。どうぞ。

委員 ありがとうございます、ご説明。ちょっと聞いていて気になったので、質問させていただきたいのですが、今、尾山遺跡のご説明をされてたのじゃないかなっていうふうに認識していたのですが、何か話の中にこれは調整池だから保存ができないとか、そういう工事にかかわる話をさらっとされているのですが、それはまた別の話なのじゃないのですか。それだから、そういう協議があったっていうのは、そういうふうな協議結果なり、検討結果を出してもらわないと、私は何かちょっとよくわからないのですが、じゃあ、それが遺跡じゃなくて、埋蔵金とかだとどうするのか、ちょっとごめんなさい。今、変なこと言いましたけど、それ関係ないこと言っていない。それってまた別の話なんじゃないですか。

参考人 B そうですね。発掘調査成果っていったこととはまた別になりますけれども、ちょっとそのあとの保存のことについて、保存というか、移築復元とかのことと関係するのかなと思って、ちょっとお話しさせていただいた次第でございます。

委員 逆にそれは生涯学習課の方から話す内容なのですか。私も前も、前回もおんなじようなことでちょっと発言させていただいたのですが、何かさらっとこうなってますみたいな進行を話されると、非常に混乱するというか、

委員 多分、あれじゃないですか。公園の下に調整池を造られるっていう、そういう話なのじゃないのですかね。違うのですか。

参考人 B そうですね。公園の下に調整池が造られるっていうふうに、私たちは聞いておまして。

委員 造る予定であるという、そういうことですね。

参考人 B そうですね。

委員 だから当時の歴史的に調整池とか、そういう意味じゃなくて、公園の下に。

委員 それはわかるのですが、その位置関係とか、じゃあその干渉具合とか、そういうのを鑑みて話を決めてくのだと思うのですよ、多分。そうじゃないかなと思っているのです。今回遺跡が

出たのですが、そこはもともと調整池を造る予定地なので、じゃあそこをどう干渉しているのか、どういうふうにすれば工事を進められるのかとか、遺跡のほうを保存できるのかという協議があったのかなと思っっているのです。それを一緒に話されたので、それって同じ話なのか、遺跡のご説明の話と同じ話なのか、それは生涯学習課が、いや、ここは調整池を造るから、遺跡はじゃあちょっと取り壊してっていうのは、全部教育のほうが決めるのかどうか、そこら辺の話がわかってない状態で話を進められても、ちょっと混乱しますっていう話をさせていたのですが。だけどそれは町としてそういう話、もう一貫してそういう意見なのだったというのであれば、そういうふうに聞きますけども、そうなのですかというのを確認したかった。さらに遺跡の発掘調査がまだ終わってないっていう話ですよ。

参考人 B はい、そうです。全体的には終わってないです。

委員 そういう結論が何でつけられるのかっていうのも、ちょっとよくわかってなくて、じゃあここでもう今議論できないのですよね。どういう進行にすればいいのですか。

委員長 お話が、見えてこないのですけどね。

委員 私が見えないので、質問しているのですよ。

委員長 いや、委員のおっしゃっているご意見がどういうことなのか、もう一つよくわからないのですが。

委員 多分、今プレゼンしていただいた方にその話ししてもあんまり意味がないというか、あの方は多分調査担当された方だと思うので、それはそれで別の話でされたほうがいいのじゃないかな。

委員長 さっき委員がおっしゃったこととか関わりあるのですが、町としてどういう体制を組んで、この開発に際しての遺跡なり、何なりとの調整をつけていくかという、そういう体制作りの話には、恐らく一般論としてはお伺いできると思うのですよね。だからその辺で、とにかくこの手の開発、あるいは具体的にここの土地区画整理において、遺跡なり、何なりの保存なり、活用に対して、町がどういう立場で、どういうふうなことができるのだと。あるいはやっていくのだと。そういうようなお話がちょっとお伺いできるかなというふうに思ったのですけどね。

参考人 B 生涯学習課の奥野と申します。今回の件に限らず、発掘調査をいたしまして、何か重要な遺構が見つかったときは、まず事業者、または所有者の方と保存協議というものを進めてまいります。今回の土地区画整理組合、またその業務代行者と協議いたしまして、まずはそのまま遺構を壊さないかたちで保存できないかっていうのをやはり持ちかけはいたしました。先ほど木村からもありましたように、そこは調整池になるということで、それはいたしかねるっていうことをいただきましたので、じゃあ次の段階としてどういったかたちで残せるかっていうのを今ちょっと協議しているところでして、まだ当然決定ではないのですけれども、方向性としては3D測量などもいたしましたので、現地の出たきた石を用いて復元するようなかたちが、その当時の情景を浮かべられるようなかたちで復元できる方向性が、一番いいのではないかとこのところでも協議しているところでございまして、これも当然まだ決定っていうところではございません。以上です。

委員長 ほかにご質問ございませんか。

委員 委員です。ちょっと位置関係を教えていただきたいのですけれども、いただきました資料の1区

2区とありますが、これ駅というか、池との関係は、どの部分が池かっていうのが分からないのですが、池入っていますよね、この地図に。何か示していただけませんか。

参考人B 出てきたほうの池ということでよろしかったですか。

委員 御所ヶ池。

参考人B 調整池のほうですね。調整池といいますのが、こちら1区2区と、すいません。尾山遺跡発掘調査現地説明会って書いている側のページのほうで、そのタイトルの下に文章がありまして、その下にずっとして島本町って書いているものの横に、1区2区と書いているものがあるかと思うのですが、こちらまず黄色のところ、黄色の1区と書かれているところと、その上の2区と、その上にあります青色で囲まれているところ、電池のような形にはなるのですが、そういったこれら辺の範囲を全部含めまして調整池というふうに聞いています。

委員 そうじゃなく、今現在ある池の位置が地図上で載っていないので、多分この地図には、エリアとしては入っていると思うのですが。御所ヶ池。

委員長 区画整理の図があれば、本当はわかりやすいのですが。だいぶ離れているはずですよ。

委員 この辺がどういうふうに重なるのかっていう話ですよ。

委員 1区2区のどこが池か、教えてほしい。

委員長 ちょっと指していただけますか。

委員 あそこで指していただけますか。

参考人B ちょっとすいません。前に行かさせていただきます、池とまあ、調整池。

委員 御所ヶ池、今ある池。

参考人B 今ある池。

委員長 御所ヶ池。

委員 御所ヶ池です。

参考人B すいません。失礼しました。場所がこの島本駅がこちら、第三小学校がここ、1区2区が調査したところで、桜井町に抜ける農道があるのですけれども、そして御所ヶ池っていうのはこちらですね。

委員 もっと向こうの。

参考人B こちら側になります。

委員 そこに入っていないのですか。

委員 それ途中説明していただいた十何区とかっていうところも、今調査していますっておっしゃったのは、これで言うとどのあたりなのですか。

参考人B 今、調査が終わっているところは、1区、2区、3区がこちら辺にありまして、14区がちょっと小さいところ、こんなところがありまして、5区には線路沿いに掘っているところがあるのですが、こちらが5区とか。

委員 すいません。今日の資料はあります。これ。19ページの中で、ガイドラインの19ページのこの開発地図で教えていただいたほうが、よりわかりやすいかなと思ったのですが。

参考人B 1号公園の。

委員 1号公園の。そう、それで教えていただきたい。

参考人B 1号公園のところ、こちらは1区2区ですよ。

委員 含まれるのですか、全体が。

参考人B そうですね。ちょっと細かいところ、もしかしたら増えていたりするかもしれませんが、およそ公園の真下がなります。

委員 わかりました。道の関係から、なるほど。わかりました。ありがとうございます。

委員長 私も発掘範囲が尾山遺跡に関してはここだけなのかとか、その他いったいどこを調査するのだというのを知りたかったのですが、それ、口で言っていたいただいても恐らくわからないので。

委員 わからない。

委員長 次回にちょっと地図上に、この範囲を発掘しますと。発掘予定と発掘済みと、それを地図上に示した図を何とか作っていただけませんか。

委員 重ねてもらったら、どこで作ってもらっても。

委員長 ここでこうだと言ったって、恐らくわからないのですよ。

参考人B ちょっとまた事務局で調整させていただきます。

委員長 ちょっと相談して、何とかお願いします。どうもいつもその手の資料が後手後手に回ってしか出てこないの、ほかにご質問ございませんか。

委員 前半でお話いただいた参考人Aのプレゼンテーションの中であったようなところっていうのは、ちょっとこの話とは脱線しちゃうのですが、参考人Aのプレゼンテーションで出てきたような部分っていうのは、発掘調査の対象になっているのですか。そういう遺構が見つかりそうなエリアみたいなのっていうのを。

参考人A 岬状のところですか。

委員 岬の辺から出てきそうなやつたら、その辺もでしょうし、建物があったと想定されるエリアとか、われわれもどの辺まで発掘調査されていてというのが、ちょっとよくわからない。今の話と同じなのですけど。

委員長 それも含めて、とにかく図でちゃんと出してもらえませんか。それが一番わかるし、把握できると思うのですよ。今、ここでこうとか言ったってわからないです。だから町のほうで何とかその図を作っていただけませんか。それは比較的簡単にできる話だというふうに、私は思うのですけど。

事務局 その資料につきましては、文化財の担当のほうと協議させていただきたいと思います。

委員長 じゃあ、ほかにご質問ございませんか。

委員 すいません。ご説明、ありがとうございました。この説明会の右下にある西浦門前の遺跡の池と、今回見つかっているものとの違いとか、そういうところについて少しお伺いしたいのと、この池は移設されたというふうになっているのですが、こういったものは、主に移築してできるようなものなのか、そのあたり技術的なところを少し教えていただきたいと思うのですけど。

参考人B まず違いとかですけど、まずこちら今回見つけた池っていうのが、まず実際池なのか、泉なのかっていうと、ちょっと判断が難しいところです。というのも出ていく水、溝っていうのはわかる

のですけども、どうにも水を入れている場所がはっきりとはわからない。今のところ考えているところとしては、実際目に見えるような溝ではなく、地中の中に溝を掘って、その溝の上が砂利敷きみたいなかたちになっていたの、恐らくそこに染み込んだ水を利用しているのではないかということなどを想定はしているのですけども。それに対して西浦門前遺跡で見つかったものにつきましては、山のほうから溝が伸びている状況が確認できましたので、恐らく山のほうから水を運んでいる。また規模も西浦門前遺跡で見つかったもののほうが。かなり大きいものでございまして、大きさ的にも今回は3.5メートルなのですが、恐らく西浦門前遺跡のほうは5メートル以上あったかとは思いますが。尾山遺跡で見つかったものも3時期ありますので、どれと対比するのかっていうの難しいのですけども、西浦門前遺跡のもの、一番当初のものとしては、石が貼りつけられているものではございませんでしたので、そういった状況とかも違いとかがあるのかなと思います。あとは次、復元方法とかに関してなんですけども、いろいろな方法があるかとは思いますが、例えば本当に出てきたものとかを土ごと一気に入りがさっと取って持ち運ぶみたいなことは、重量的にはまず不可能かとは思いますが。ですので、西浦門前遺跡のときに行ったのが、そこから出てきた周辺の土などを大きい袋の中に採取して持ち帰る。同様に出てきた石などとか、そういったものとかの位置関係をしっかりと3D測量なども含めまして、測量を行いまして、復元するときも土を盛り直したうえで、石とかを測量図面などを基に貼りつけ直して、実際移築というか、造り直したといったことで行っております。現状のところ、今回尾山遺跡につきましても、そういうふうに造り直すってことを考えて、しっかりと測量調査などを行ってきたところでございます。

委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにご質問ございますか。それでは時間もだいぶたっておりますので、ここまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。これからもこの保存とか、よろしく願いいたします。

委員 一つすいません。先ほどちょっとわかりづらい話ししまして、申し訳ありません。私が言いたかったのは空中戦になるのが嫌なので、遺跡の全体図もそうです、遺跡というか、発掘の地図との照らし合わせもそうですし、都市計画とどういうふうに干渉しているのかっていうのも、これまちづくり委員会の話なので、そこもしっかり示してほしいのです。今、調査状況がどうなっているのか、進捗スケジュールに合わせた話とか、そこら辺にリンクできるようにご説明いただきたいというのが思いです。よろしく願いします。以上です。

委員長 それでは次のテーマに関してお願いいたします。町のほうからご説明お願いできますか。

事務局 そしたらお配りしておりますスライド資料のほうにまた戻りまして、順次ご説明させていただきます。景観アセスメントについてご説明いたします。前回の委員会では民間建築物を対象施設とし、特に集合住宅の最高限度の条件を設定のうえ、その条件で考えられる3案の建て方をモデルに落とし込み、委員の皆様にはご検討いただきました。主なご意見といたしましては、景観に対して評価する材料が少ないのではないか。3案比較から確認できることとして、建蔽率と容積率を変えず、高さを低くすると、敷地内の建つ建物の面積が増え、逆に近景から山並みの見通しが悪

くなることが考えられる。VISTA を設けることなどにより、北摂山系の稜線を遮らないことが望ましいのではないか。建物近くに植栽することで、建物の圧迫感を緩和することができるのではないか。視点場の設定をし、その視点場からの VISTA の比較検討ができるようにしてほしいといったご意見でありました。本日はその前回のご議論に引き続き、民間建築物の景観アセスメントについてご議論いただきたいと考えております。設定する視点場につきましては、前回委員会でのご意見に基づき、五つの地点を設定いたしております。まずは事務局のほうで、前に置いております模型ですね。こちらを用いての再現を行い、先ほどの 3 案比較検討を行った結果をお示ししております。なお地点 1 と地点 4、あと地点 5 の現地写真をご確認いただきますと、模型の範囲外に当たる山の稜線が入っております。また地点 2 については、視点場が模型の範囲外に位置しておりますので、ご了承いただきたいと思っております。次に地点 3 について、先ほどの 3 案比較を行った結果をお示ししております。案 2 と案 3 については、建物が鉄道敷に近接し、山並みの稜線及び VISTA が遮られていることが確認できます。また案 1 について VISTA の改善を少しでも図れるかを検証するため、2 棟間の建物を低くした案 1' というものを検討いたしました。こちらにつきましては住宅戸数確保という条件のもとで、低くした建物につきましては、南側の棟へ再配置することを条件といたしております。その結果として、案 1' については、山並みへの VISTA というのが改善されていることが考察できるものと考えております。この案 1 と案 1' について、それぞれ地点 1 から 5 の比較検討を行いました。考察といたしましては、地点 1、2 については、両案とも現案であれば当該建築物が山の稜線を遮る箇所は少ないと考えられる。あと地点 3 については、当該の建物を低くすることで、VISTA がさらに改善されることが考察できる。地点 4 については案 1 と案 1' とともに、ほぼ天王山方面の稜線は見えないが、一部 VISTA は残る。地点 5 については、農住エリアから男山方向に向かってのこの当該建築物は入らないということが確認できたというところを考えております。本日委員会として、この景観アセスメントを行っていただき、建て方などについて一定の評価結果をお示しいただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。また建て方以外の色彩や緑化に関することについても、次回のガイドラインのたたき台の参考にさせていただきたいものと考えておりますので、ご意見をいただきたいと考えております。次に提言案についてご説明いたします。

委員長 今のところで一区切りして、先にやったほうがいいですね。話題があちこち飛ばないようにしたいと思っております。

事務局 よろしくお願いたします。

委員長 じゃあ、今の景観アセスメントについてということで、ご質問ご意見ありましたら、どうぞ。

委員 地点 4 についてなのですが、地点 4。これ委員長の前の資料にも書いていただいているのですが、第三小学校のこの道路に沿った景観ではなくて、効果とかの兼ね合いをちょっと考えてほしい、考えたいってということで、私、その第三小学校の視点場を申し上げたのですが、どちらかという校内からの景観っていうのが重要なんじゃないかなと思っていて、この、

委員長 校内だとどういう見え方があります。建物にじゃまされませんか。小学校自体の建物にじゃまされませんか。

委員 今、学校の前には建物はないので。

委員長 学校の前って、門の前ですか。

委員 門の前じゃなくて、校舎。

委員長 あとでまた具体的におっしゃってください。

委員 わかりました。

委員長 それは変えようはいくらでもあると思うのですよね。ほかにございませんかね。じゃあ、ちょっと先に私の意見を申し上げたいのですが、これちょっと事前に模型写真なんか見せていただいて、これじゃやっぱり判断不能だなというふうに感じまして、何とかCGを作れないかなという事で、ちょっと試しにやってみたものがあるので、それを見ていただけませんか。これとにかく、私が勝手に考えた案なので、どなたの了承得たとか、そういうことではないんですけども。二つの案を考えまして、一つは15階建てで、高さが45メートル。それからもう一つは12階建てにする案、前から申し上げたようにすっきりとこの西側が、山が完全に見える。こんなところに建物建てない。だから先ほどの参考人Aがおっしゃっていた浄土の方向は、すっきりと見える。できればこの建物の軸線を、ここはあれがあったのですよね。条里制の遺構があるのですよね。だから条里制の遺構の軸線に沿わせることがもしできれば、非常にいいのだろうと思うのですが、そこまではちょっと資料も何もなかったもので、できませんでした。この図は平面図を俯瞰的に見て、建物を立体化したものです。この図、皆さん見覚えがあると思います。町からいただいた資料、区画整理事業地区の計画図です。小さい図をコンピューターで拡大して使っているだけなのです。だから正確性がどこまで担保されていくか心許ないところはあります。

委員 申し訳ありません。位置関係がちょっとよくわからないのですが、どういう地図の配置になっているのですか。

委員長 これ前からのお話、ここ駅前ですね。前からののはお持ちですね。計画図は。

委員 その右手の3棟の建物、何ですか、それ。

委員長 これは別です。完全に違うもの。

委員 別なのですね。

委員長 並べただけで。別々に説明してもわかりにくいですから、比較できるように並べました。それで計画条件についてはいろいろ気をつけたつもりです。例えば北側斜線に引っかかるということが、一つございますね。北側斜線のせいでデコレーションケーキみたいな階段状の建物ができるのですが、特に北側斜線もクリアして、なおかつすっきりしたかたちで、計画することを考えてみました。これは一応両方とも北側斜線は、全部クリアしているわけです。このあたりですね。このあたりのところで、北側斜線に引っかかるところが出てきますので、50メートルは無理な部分ではありますが、これは恐らく引っかからないだろうという想定で計画しております。恐らくというのは、正確なデータを私、持ち合わせておりませんので、恐らくとしか今は言いようがない。まあ、恐らく大丈夫です。それから全部で360戸あります。建築基準法には建築面積について例外規定がありますので、どうしても実際の面積は膨れ上がってしまう。だから膨れ上がってしまうのを想定した面積でやっている。わざわざ大きいのでやっているということで、考慮すべ

き点は、一応考えているつもりです。じゃあ、次、お願いできますか。これはGoogle Earthを用いて描いたものです。こちらが15階建てで高さ45メートル、こちらが12階建てで高さ36メートルです。一部、これは22メートル、これは28メートルです。見ていただくと、こんなですね。ただこの問題点は、私、Google Earthの利用法に非常に不慣れです。これやり始めて初めてさわった。むしろあることを初めて知ったということです。完全に使い方慣れてないので、いろんな問題点があるのです。例えばこの視点の高さをうまく調整できません。それからこの建物も、どうも実際とは違うところにしか配置できないみたいですね。特に近づけば近づくほど、だんだん建物が上のほうに上がっていくという、そういう状況が見られました。これも実は不確かですが、一応、視点高度が24メートルということですね。海拔で24メートルだということで、Google Earthには出ています。どこまで信用できるか。この視点場は21メートルぐらいですか。確か。だからひょっとしたら上空3メートルぐらいのところから眺めているのです。だからむしろ見え方としては、あれですね。こっちのほうがよく見えるはずです。よく見えるっていうのは、山がむしろたくさん見えているはずですね。実は私、こんなこと始めたのは、ちょっと試験的にとにかく作ってみて、50メートルのやつを建ててみたのです。50メートルを建ててみたら、町としてはとんでもないことになるというのが、第一感、これは相当整理して、確からしいシミュレーションをしないと善悪の判断さえできない。だからなるべくとにかくちゃんとした判断ができるように、データだけはできる限り正確なものを作りたいというのがありますので、やり始めたのですが、申し上げたように今でも中途段階だというのは正しい結果が出てないわけですね。敷地のデータもなければ、ほかのものもない状態でやっていますので、まだ頼りないです。これから変わる可能性はありますけれども、次回までには、やろうと思えばできるつもりでおります。もっと高級なソフトがどうもあるらしいので、そちらを使えば何とかなるのじゃないかというふうに。次、お願いします。今高さ関係でちょっと頼りなかったもので、これまた別のプログラムで、SketchUpプログラム。もうとにかくお金がないというか、フリーソフトで全部できるような工夫をしていますので、そういうソフトしか使えないのです。このプログラムの利点は、視点位置だけは高さに関しても非常に正確に設定できているのです。だから恐らく正確性から、この見え方は正しいですね。こっち側は怪しいところもあると。位置関係も大きさも怪しいところがある。ただ、ここの高さの関係ですね。これが15階ほどあれば、恐らくこっち側の建物のほうが高いというのはおわかりいただけると思うし、12階の場合はそれより低く見えるだろうということは、この図からわかることだと思います。じゃあ、次、お願いできますか。これGoogle Earthとsketchupを並べたのですが、ただこれら遠い視点と近くの迫った視点になっています。同じ画角で止めればよかったのですが、とにかくこういう図を作れば、Google Earthを別のSketchUpのようなのと併用すれば、何とか比較しながら、正しいものができるかもしれない。望ましいのは、こっちのほうできっちりと本当に正確な図が描ければ、それが一番いいわけですね。では次いきましょう。これは小学校前あたりのゾーンからのものです。これ実は私が知る範囲内でのこの使い方っちゃうか、Google Earthの使い方非常に難しく、視点のちゃんとした設定の仕方がほとんどできないわけですね。数字はもちろんできないし、ただちゃ

んと調べればできる可能性はあります。それと、とにかくこれ見て可能性もありますが、現時点でのこの見え方、非常に苦労してんですが、こういう地上視点で見れば、こちらとこちらというふうになっています。これも作ってみて驚いたのですが、15階の図と12階の図を独立に見たら、12階側のボリュームが、15階より大きいんじゃないかという感じを一見して受けたのですね。ところがこういう並べてみると、そうでもない。正面の面積的には、確かこっちのほうが大きいですが、やはり並べて比較してみないと、建物のボリューム感なんかもわからないわけですね。だからそういう意味で正確で、かついろんな視点から見られるようなそういうデータを作りたい。そのうえでちゃんとしたものを見たいというのが、私の考えであるということです。とりあえず以上で。何かご質問ご意見等あれば、お願いいたします。

委員 基準を作っていたら、非常にわかりやすくなったかと思います。私も今の計画案を見ていて、線路側に面して、1案は違いますが、2案3案とも線路側にべたっと貼りつけるようなかたちになるので、今恐らく多くの方が島本町に入ってきたときに、山が見えて、駅前が広がってというイメージを少しでも残すためには、そこからやっぱりどこかで山が見える必要があるなということを重視したいなと思っていたので、それからそれとやっぱり1案が、先生が作ってくださったああいうふうに、方向としてはあちらの建て方なのだろうなということを思うのと、それからこれもきちっと検証する必要があるかと思いますが、山の稜線を切らないように、やっぱり高さを抑えてボリュームを分散するというかたちかなというふうには、改めて思いました。ただしっかりと検証する必要があるのだろうなというふうに思います。たまたま今作ってくださった深緑のような色だったのですけれども、色彩でいくとこれ明度の話で、背景が空になるのであれば明るめ、ただし視点場どこに置くかですけれども、そこから山が背景になるのであれば、そんな真っ白なものは望まないというところですが、景観からいくとですね。非常に山に対して白く目立ってくるから。そのあたりで視点場をどこから見るところを重視するかによって、色彩基準は変わってくるなというふうには思います。

委員長 それは色彩というよりは、ライティングなのですよ、絵を描くときに。ライティングの仕方で全然違う。だから視点が違えば、全然違う絵が出てくるわけです。だから何とか光源のほうも調整した絵を描きたいとは思っているのですが、とにかくコントロールできるかできないか、挑戦してみるしかないですね。あるいはうまくいけば、先生がおっしゃっていたような、植樹をすればどうなるかというようなこともできますので、時間をいただければ何とかチャレンジはしてみます。

委員 よろしいですか。

委員長 はい。

委員 これ1案2案3案って作っていただいたのですが、これ今委員が言われたように、横になっているというふうにおっしゃったのですが、これ横にしないようにはできないのですか。1、2、3からこれをピックアップして議論しなきゃいけないものだっていうふうに、私、勝手に思い込んでしまったのですが、ただこれもし自由度が利くのであれば、こういう配置じゃない可能性もあるのですよね。

委員長 それが私の案です。今お見せした案、

委員 さっきシミュレーションされた。

委員 だけどそれは。

委員長 これは全然関係ない、独立の話ですよ。だから私は私の計画案で作っている。こちら町の計画案とっていいのでしょうか。町の考えた案です、少なくとも。だから私の案のように、もうようかん型を並べる格好ですが、普通はあんまり望ましくない。例えばこのあたりで、あんまり望ましくないような言い方を普通はされますけれども、ここの場合は私は山の見え方ということから、そちらのほうが正解だというふうに思っています。なるべくすっきりと単純にした形にして、山が見えるようにすると。これは私の方針です。

委員 委員です。ちょっと議論の方向性がよくわかってないところはあるのですが、いろんな試行をするというのは非常に具体的な模型もあったり、CGもあったり、イメージがわいて非常にいいなとは思いつつ、ここで具体的な配置になり、高さを決めるわけでもないというのもあるので、この会議体としての結論をどういうふうに持っていかってというのは、ちょっと意識しといたほうがいいのだろうなと思って、それは多分先生もご理解されたうえで議論だと思うのですが、ちょっとそこが今私、前回欠席だったのもあって、ちょっと見えていません。僕がちょっとイメージしているところでいくと、やっぱりどこその視点場って、前回の議事録もちょっと拝見したうえでなのですが、この委員会としてどこの視点場を重視するのか、そこからの視点場からの稜線を遮らないような設計にしてくださいとか、そういう幅の広い意見しかこの委員会としては出せないのかなと思っているので、そのあたりどういう方向性。

委員長 私が、これ出てないのかな。既に出した意見では二つの原則を挙げています。一つ北摂山系の稜線を遮らない。これは特定の視点しか言えないですが、私としては最低限役場のすぐそばの高架の上ですね。あそこから見たときに、さっきの私が見せた写真がそれなのですけれども、その視点場から見たときに、稜線を遮らない。これが第1原則。それから第2原則は、とにかく北摂山系の山並みを見通せるようなVISTAを作る。そういう通景、通し景といいますけれども、通景を作ると。だから私はようかん型が並べられないかということで、いろいろ考えたわけですね、案を。これとは、今のあれとは全く別に。それからGoogle Earthを使うなり、何なりすれば、視点場に関して重要なところはそんなにないわけです。

委員 すいません。いいですかね。すいません。質問なのですが。

委員長 今の話、ちょっと最後まで。

とにかく通していろんな図がなんぼでも描けます、コンピュータ使えば。だからこの視点場を重視すべきだということは、あんまりないわけですね。あとで結果論で言えばいいわけで。一つ重要なのは、やはり線路脇のどこかということと、さっきから申し上げた役場のすぐ横の両方の視点場ですね。それが一番基準になるだろうというのが、私の考えです。もちろんほかにもいろいろありますよ。1号公園からどう見えるかとか、さっきの男山の話も当然ありますけれども、それは少なくともGoogle Earthを使いこなせば、いくらでも絵は出てきます。

委員 すいません。遮ってしまって話を。でもすごい今の説明わかりやすく、ちょっとはわかった気

がしたのですが、これって私ちょっとわかんないのだけど、もうここで一応言った意見っていうか、もう向こうで一応こういうふうにするってもう決めていたら、ほとんど取り入れてもらえる可能性ってあるのですか。

委員長 それは、

委員 どっちですか。

委員長 ある程度信じるしかないですね。というのは。

委員 すごく時間をかけて、結構丁寧に皆さんやっていただいても、私的にはもう何か。

委員長 最低限委員会としては、きっちりものを言うべきだと思うのですね。どう採用されようと。そのための材料作りは完全にしなきゃいけないという、その辺の話があるわけです。それから採用されるかどうかというのは、これはあとでスケジュールについての話が出てきますけれども、少なくとも詳細設計、ここには詳細設計考えてないのかな。建築計画で、これ出てないのですか。区画整理事業。建築計画の予定は、そこではないのですね。ただ私が聞いた話では、当たり前の話ですけど、換地が済まない、仮換地ですか。どっちか。換地、仮換地指定予定というふうにあります。仮換地指定の予定が決まってからでないと、本来設計さえできないわけですね。本来的にはですよ。そういう意味では、われわれの意見が取り入れられる余地は、私は十分にあるというふうに信じてやっています。

委員 いいですか。僕、多分第1回のときも申し上げたかと思いますが、ここで意見するからには、やっぱり最終的にどう組合のほうに落とし込むのかっていうところも考えて、多分進めないといけないので、具体的に考えたとしても、結局現実的に無理な案であれば、ここでなんぼ議論しても意味がないと思っています。なので、僕は委員の意見は非常に重要だなと思っているのですが、仮換地指定っていうのは逆に言うと、ここで換地指定がされてしまうと、そこでまたその仮換地指定を前提とした設計しかできないので、ある意味そっからもうかなり制限がある種出てくるものだと思うので、私としては多分仮換地指定までに、ある程度こちらの意見っていうのを作つとかなないと、それを踏まえた仮換地っていうのができないと思うので、そういう意味ではもっと早めに何か伝えられるものがないと難しいの、実効性を担保することはできないのかなと思っています。そのいろんな絵が描けるというのはすごくわかりやすくいいのですが、それをじゃあこの案でいってくださいというような意見を仮にここの委員会がまとめたところで、具体的すぎると、逆に組合としてはそれは無理だっていうところが多分絶対出てくると思うので、もっとふわっと、ふわっとしたっていうとちょっといいかげんな捉え方されてしまうかもしれないけれども、ある程度組合側に余白を持たせたような意見でないと、多分取り入れてもらえる余地はなくなるだろうと思っています。

委員長 そこまでよろしいですか。ふわっとした意見でしかないわけですよ、私が出した案も。本当にふわっとした意見なのです、あれで。ただ法的にこういう可能性をクリアしているし、360戸という戸数は確保していると、それだけですから、十分に取り入れる余地のある話だと思うのですよ。それから時期的に言っても、さっきの仮換地指定が終わってからでないと、本来的には設計にさえ入れないはずですし、一方で仮換地の話と現状の敷地の話というのは、恐らくほとんど変

わらないだろうと。特にこれだけの大きな土地ですからね。これが大幅に変わるような、そのようなことであれば、まず折角の都市計画決定が無理になっちゃう、無駄になっちゃうわけですね。都市計画決定で地区計画の敷地とか、範囲とか、大まかな規制とか、全部あれ都市計画決定されているわけで、これが大きく変わるようでは、大変なことになる。

委員 私は今、委員と委員の意見にある程度賛成で、前回委員がここの視点場っていうのは意見として言っとくべきだみたいな話をさせていただいていたのですが、私は第三小学校、子どもも通っていますし、第三小学校からの視点っていうのは非常に重要だっていうふうに個人的には思っています。というのは、この地区計画の中で第三小学校だけが既存の環境から変わらないわけですね。なので、子どもたちは小学校に通いながら、今までの風景とがらっと変わった風景をまた見ることになるわけですよ。ということは、やっぱりこの視点、第三小学校の視点場っていうのは非常に重要だと思っています。ただ、今の委員長のCGによると、かなりの景観が一変するというふうに思いました。そうすると、じゃあこの視点場を優先するかっていう、ここをあきらめて、ここを採用するとか、そういう話になってくると、ちょっとまた話がややこしくなるので、ある程度抽象的な意見として出すっていうのが、ちょっと私も賛成かなと思っている。

委員長 具体的に案があればおっしゃっていただきたいのですが、私は今二つの原則があるというふうに言いましたね。プラスして第三小学校の視点を重視する。そしたらその案が。実際どういうふうに可能なのかというのを考えていただいたらいいのですが、私はちょっとやった感じでは無理だなと。先ほどの北側斜線とか、あるいは360戸を確保するとか、そういう条件を入れたらどうしたってそうなるわけで、だから第三小学校からの視点が重要だと私も考えているから、わざわざあの絵を出しているわけで、しかし、じゃあその視点を重視して案を作れといたら、案の作りようが私にはないわけですね、ほかの。

委員 だからそういう意味で言うと、この視点場はしょうがなく、この視点場を重視するって話になりますよねっていうことを今確認したのですが。

委員 視点場は別にこれが、ここを重視、ここは重視しないっていう話ではないです。いくつか作ったらいいと思うのです、5つでも、10個でも。

委員 だからそれが今、出てきているのじゃないですか。

委員 だから別に小学校を無視したって話ではないと思うのですけれど。

委員 それは、そういうふうには言ってないです。ただそういうふうな議論になりませんか。明確な対象物を作った、対象物というか、作ったら、そういう話になりませんかっていうことをちょっと今。

委員 になりませんか。私は別にならないと思う。

委員 危惧して、発言さしてもらったのですが。

委員長 案を作るときに、何らかの基本原則も何にもなしに、案を作るわけにいかないわけです。だから私は二つの基本原則を考えて、それに従って案を作りましたというふうに言っているわけで、それも何にもなしであれば、計画なんてしようがない。

委員 そうすると、じゃあ委員もあれを作ってこいって話になってくるのかなって、今、ふう思った

のですね。じゃあ、それを戦わせて、じゃあどういう話に落とすのかみたいな話にされると、ちょっと話がややこしくなるなと思ったので、今ちょうどそういう発言さしてもらったんですけど。

委員長 よくわからないのですが、話があればどんどんしていただいたらいいわけで、私は別にややこしい話、一つも出してないと思うのですがね。

委員 でも時間がないのじゃないですか。だから、こないだ第3回と第4回とこの視点の話をしていまずけど、ここにあまり時間を取るのって、ちょっと私はよくわからないのですが。具体的に出したところで、どこまでっていうのが、やっぱり向こうの利益と、向こうの建て方って、ここまで具体的な案出しました、わかりましたって、やっぱり現実的にちょっと。具体的に出したところで、具体的に時間をかけたところで、もう時間をかけすぎていて、私的にはもう時間がないと思うので、この件に関しては、そんなに次にまたがってやってっていうふうには。

委員長 じゃあ、反対にちょっと質問をしますけども、私は50メートル案はというか、45メートルはだめで、35メートルだという結論が、半分ぐらい私の中にあるわけですよ。それに対して、それを具体的な案を示したということになるというふうにお思いですか。何とか35メートルに抑えてくださいよという言い方をしたいわけですよ、根拠に基づいて。明確な根拠に基づいて。

委員 それはわかります。

委員長 45メートルもだめだし、それが採用できないような意見ですか、それは。組合にとっても、あるいは建設会社にとっても、採用不可能な意見でしょうか。私はそうは思えないですよ。斜線制限もクリアして、360戸建てたいという条件もクリアしたうえでの案を言っているわけですからね。

委員 ちょっと皆さんが不安になっておられる意味が、私にはあまりわからないのですが、結局すごく重要なポイントだと思うのですね、今のところ。時間をかけすぎるっていうことであれば、もう今日でやめれば良いと思うのです。ある案をいただいているので。また次回にもう一度同じことを、次のことをやりながら、もう一度振り返ったらい良いと思うのです。

委員 はい、ありがとうございます。

委員 それでいいと思います。でもすごく重要なポイントだと思います。視点場を。

委員 それはもう。

委員 視点場からはどういうふうに計画が。

委員 私もそれは必死です。

委員 ですよ。見えてほしいかっていうところは重要なので、ここで書いたから、どうこうっていう話は、そんなこと考えていたら委員会できないと思うので、せいぜい私たちが。最善だという基準を提案するという話かと思いますが。基準の提案ですから、それを向こうが破るって話であれば、またそこで違うディスカッションが始まるのだと思うのです。でもこうあってほしいっていうことを考えるのが、この委員会の役割だと思う。

委員 ただこうあってほしいってことに時間をかけすぎると、今のスケジュール的にちょっと厳しいのじゃないかなって。

委員 それは進行を。

委員長 それはもちろん考えてやっていますし。

委員 すいません。

委員長 それからここで決めたいのは、別に視点場決めたいわけじゃないですよ、全然。

委員 私もそう思っています。

委員長 建物の高さをどれぐらいにすべきだと。大体 50 メーター問題というのは、町の方の非常に大きな関心事でしょう。

委員 そうです。

委員長 だからそういう意味で、そういう意味も含めて、高さはこんだけに何とかしてください、それから建物の概形ですね。おおよその形。例えばかまぼこ型とか、先ほど私はデコレーションケーキ案というふうに言いましたけれども、どういうのをするんだという、その提案をする。それだけですからね。非常に簡単なことを言っているつもりですけどね。ただそれだけの簡単なことを言うのに、じゃあ簡単な模型作って、それでおしまいでいいかって、そういう話じゃないわけですよ。簡単なこと言うために、非常に正確な根拠を示さないとだめだという話です。それでも取り入れる、取り入れないという話で、取り入れないのだったら、私は悔いを千載に残すような計画を、建設をどなたかがしたというふうに思うだけです。

委員 わかりました。すいません。

委員長 よろしいですか。

委員 私、わからない。具体的に、じゃあどうしたらいいのですか。具体的にどうしたらいいのですか。今、私とその視点場の話を、反論というか、ちょっと食い込みましたけど、じゃあどういふような提案をしていけばいいってことなのですか。今の先生の話の何か、何ていうの。

委員長 あくまでも私は高さで概形ですよ、決めたいのは。それをこれならいい、これなら悪いと言うためには、どういう視点から、どういう見え方をするかというふうにチェックしなければならないから、やっている。

委員 さっき参考人 A もおっしゃったのですが、やっぱ全町的にまちづくりっていうのも観点に含めたほうがいいのかと思うのですね。ここの場だけじゃないので、生活しているのは。だからやっぱり全町的にどう見えるかっていうのも含めて、ここの西側の視点場っていうところに、ちょっとやっぱりとらわれすぎているっていうところも私の中でもちょっとあったので、そういう考え方も必要かなと思っています。

委員長 私としては、そんなに視点場視点場というふうに、まず言わないで、まずは建物をどう決めるかですから、それをどういう根拠でもって言うかというだけの話で、視点場視点場という、そっちのほうが重要じゃ別れないという。ただ私の言った原則的な視点は重視しましょう。それは計画の原則ですから。

委員 そこで恐らくは視点場の話になっているのは、原則として置く視点場をどこに設けるかっていうところなのかなと、僕はちょっと思っていたのですね。というのも、前の前回の議論でもあったようですが、結局稜線を遮らないって、もう場所によって全く高さも変わってくる話なので。

やっぱりどこか町として、町として重要となるところを一旦指定して、そこからの稜線をどう遮らないようにするのかっていうぐらいでしか、多分出せないのかなと。逆に言うと、それを満たすのであれば、高さがなんぼ何メートルであっても、それはもう結論としてはいいのかなと思っ  
ていて。

委員長 どういう意味かな。よくわからない。

委員 だから町として大事にしたい視点、地点からの稜線を遮らないのであれば、高さが何メートルであ  
ろうが、それは結論としては一緒なのかなと。逆に言うと、高さを決めたところで、重要とす  
る稜線が遮られるのであれば、それはまた本末転倒だろうというところで、だから僕が今ちょっ  
と気になっている。

委員長 だからとにかく決めないとだめです。

委員 いいですか。ちょっとイメージしたいのは、最終的にどういう意見として出すのかっていうゴール  
を決めたい。何メートル以下にしないよっていうかたちで意見を出すのか、どこその視点  
場から、この稜線を遮らないような建物にしてくださいっていうふうなかたちで出すのかってい  
うことによっても、だいぶ事業者として。できる範囲が変わってくると思うのですね。

委員長 両方だと思いますよ。

委員 それが両方であれば、両方でもいいです。

委員長 つまり重要な視点場からの、これだけはクリアしてくださいという、そういう話になると思いま  
すよ。

委員 かつ高さもってことですか。それはそれで。

委員長 かつというか、それが高さなのですよ。

委員 だから先ほど先生が 35 メートルと 45 メートルの話、されたので、そちらを意見としてお考えな  
のか、それともその稜線を遮らないっていう実質論の話でゴールを見つけるのか。そこの点なの  
かなと思っているのです。それとの関係でいくと、委員のおっしゃっている第三小学校からの景  
観っていうの、それを守りたいというお気持ちはすごくわかったのですが、それがどういう  
景観を守りたいのかっていうところによっても、だいぶ変わってしまう。つまり、どうも第三小  
学校からのダイレクトの景観ではないとは思いますが、地点 4 からのものっていうのは、恐  
らくどういう設計をしても、多分稜線は遮ってしまうので、その要件は満たさないだろうと。

委員長 地点 4 というのは。

委員 地点 4 ですね。地点 4 っていうのは、多分もうどういう案でいったとしても、多分稜線は遮って  
しまうということに、残念ながらなってしまうようなので、それを仮に意見として出したとして  
も、それはちょっと物理的に不可能ですねっていう意見に、回答に多分どうしてもならざるを得  
ないのかなとは思っているのです。だから。

委員長 それは僕もそう思う。

委員 だから先生が今いろいろシミュレートされているっていうところは、結局実行可能な範囲での意  
見を出したいっていう、そういうところを模索しているのかなと思うのですけど。

委員長 実行可能で、我慢できる範囲内でね、われわれが。町が、あるいは。

委員 だから委員のご意見についても、もう少し対象を明確にされたほうが、議論の俎上に上るのかなと思うのです。そこはちょっと一遍整理してもらったほうがいいのかなと思いますし、あとやっぱり一委員として思うのは、最終的なこの問題についての意見、どういうふうに持っていきたい、イメージをちょっと共有したいなと思います。以上です。

委員長 だから最終的に一つは、これも前から申し上げているように、大阪府の景観計画に沿った話でもありますから、稜線の見え方を非常に大事にしましょう。その稜線が見え方というのは、私の提案が一番見えやすいところで、役場のそばの高架橋からの見え方で、稜線を遮らないという、そういう言い方を一つはしたいのですね。あとはもうあれからの、下からの線路沿いあたりから、山並み、稜線じゃなくって、山全体がとにかく見える。VISTA の間に山が見える。その二つの提案をしたいと、そういうことです。

委員 私は、ちょっとごめんなさい。今、整理できてない発言だったので、混乱させて申し訳ないのですが、第三小学校からの視点場を何か死守するために発言しているっていうわけではなくて、私は第三小学校からの視点っていうのは、先ほど申し上げたように根拠のある視点だっていうふうなまず主張をしたい。そのうえで視点場を議論するのであれば、やっぱりぶつかりがあるよねってことが言いたかった。さらに先ほど委員が言われたように、じゃあその視点場が確保できれば、高さが何メートルでもってというのは、それは私はちょっとそうじゃないと思っていて、やっぱりそういう高さの話もあるし、視点の話もあるし、それは総合的にやっぱり議論していくべきだと思います。ただ、ごめんなさい。今日は私が具体的に、じゃあこうだっていうのはちょっと言えないので、ちょっと控えさせて、また考えてきますけども、そういうふうな意見。この視点にどうしてもこだわっててっていう話をしているのじゃないことは、ちょっとご理解いただきたいなと。

委員長 視点が第三小学校が重要だということは、私も重々承知しています。ただ視点場を作るということがあるのですよね。例えば観光地に行ったら、どこでもドライブウェイ行ったら景勝地で展望台がありますよね。要するに展望台みたいなものがあつたら、それで代替措置としてはあり得るわけですよね。要するに屋上から見たら、恐らく見えるわけですよ。おっしゃっているの、地上から見たら見えなくっても、屋上から見たら見えるというような状況もあり得るわけですよね。だから、そういうこともお考えいただきたいですね。

委員 なので、校門からじゃなくて、校舎からっていう視点があつたらいいなっていう話をさせていただきました。

委員長 だから校舎の上か下かで、話は全く違うわけ。上でもよければクリアできているわけですね。クリアできているというふうに簡単には言えないけど、できる可能性があるわけですよ。

委員 なので校門からだど、ちょっとイメージがしづらいなっていう話をさせていただいた。校舎の3階建てのところから見せていただいたほうが、イメージしやすかったなっていうのはちょっと言いたかった。

委員長 だから場所さえおっしゃっていただければ、その地点、地上の地点、それから屋上の地点、両方の絵は描いてみますので、それを見てご意見をおっしゃってください。

委員 わかりました。

委員長 これもまた、ちょっと議論が長くなって申し訳ないのですが、ほかにまだございますか。じゃあ、次の話題に移っていただけますか。

事務局 続きまして、提言案について事務局のほうからご説明させていただきます。前回委員会では、本委員会でご議論いただいた結果を取りまとめた成果物の作成についてご承認いただきましたので、本日その成果品の事務局案をお配りさせていただいております。JR 島本駅西地区まちづくりガイドライン策定に向けた提言案と書かれた資料をご覧ください。提言案の構成といたしましては、1 ページめくっていただきますとはじめに、そして次のページに目次とあります。この目次に記載のとおりではございますが、まちづくりのコンセプトと、対象施設別の提言と、実現に向けての、この3章分けといたしております。まちづくりのコンセプトについては、前回までの委員会でのご意見を踏まえた内容を記載させていただいております。対象施設別の提言と実現に向けてについては、この第4回委員会以降でのご議論の内容を順に反映させていく予定といたしております。資料の巻末には、参考資料として記載の内容の資料を添付する予定といたしております。続きまして、提言案に記載させていただいているまちづくりのコンセプトのうち、まちづくりのテーマと対象施設についての説明をさせていただきます。スライドの資料に戻りまして、ご説明させていただきます。前回お示しの資料内容につきまして、いただきました主な意見といたしまして、新市街地ではなく新市街としたほうがよいのではないかと。あと緑を生かしたというのは漠然としているので、それ以上の内容を含んだテーマにしてはどうか。テーマというカテゴリではなく、課題としたほうがよいのではないかと。まずは枠組みを考え、個別的課題を検討する、のほうがよいのではないかと。といったご意見をいただきました。以上のご意見を踏まえまして、まずまちづくりのテーマとして、しまもと新市街、ひと・みず・みどりのつながりとした修正案を作成いたしました。サブテーマといたしましては、自然と歴史との共生を図った新たなまちづくり。山並みを生かした新たなまちづくり。地域に活力を与える新たなまちづくり。といたしました。対象施設については、前回と同じとしております。前回委員会では、テーマとしていた箇所については、課題と修正いたしました。課題については、景観、歴史・文化、環境保全、自然保護、生活環境、共生社会、コミュニティ、協働、安全・安心、レジリエンスとしております。次にまちづくりの基本方針についてです。前回の内容に対しまして、主なご意見といたしましては、テーマと基本方針の結びつきを整理したほうがよいのではないかとといったご意見をいただいております。以上より、項目数を一つ増やした6項目にした修正案をお示ししております。大きな修正点としましては、前回の①について、今回の修正案は1と2とに分類し、景観と歴史・文化と、それぞれに分類いたしました。これらの内容を提言の、先ほどご覧いただきました提言案の前半部分の4ページの部分ですが、こちらの部分に反映させていただいたものをお示しさせていただきました。また本日、先ほどの景観アセスメントでご議論いただいた内容につきましても、次回の委員会では、このたたき案に文章として記載させていただけたらというふうに考えております。また前回委員会では、他市のガイドラインっていうのも、委員の皆様にもお配りさせていただいておりますが、そちらの参考資料をご確認、また参考にいただき、今後のこの

まちづくりのたたき案を作成にあたってのご意見を、本日の会議後でも結構でございますので、ご意見をいただけたらというふうに考えております。提言案についての説明は、以上です。よろしくお願いたします。

委員長 それではご意見をお伺いしたいと思います。

委員 確認なのですが、これ基本方針は、一個一個全部議論はするのですよね。その場合、それぞれの議論のたたき台みたいなのというのが、どうなっているのかなってというのがちょっと気になって、それこそ景観、歴史・文化の話は、もうこれまで4回かけてやっていますが、ほかの部分が全く議題に挙がってきていないので、ちょっと不安になっています。

委員長 どんなものですか。私は、むしろあれぐらいは、自明の事柄ぐらいに思ったのです。だから当然のごとく入れているわけです。私の意見の中ではですね。

委員 ほかの方々どうかわかりませんが、議論していないものは、ちょっと委員会としても出せないのかなと僕個人は思っています。

委員長 今議論していただいたら、いいと思いますよ。

委員 そのスケジュールとかがどうなっているのかなってというのが、ちょっと気になっただけです。合計7回っていうことになっていて、あと3回ですか。

委員長 これこそ実際の設計にあんまりかかわらないですから、最後までに決めればいい話ではありますよね。ただとにかくおおむねは決めとかなとまずい。だからこの前の案では、景観、歴史、1項目にして、わざわざ2項目に分けることによって、歴史・文化に関する関心が大きなテーマになるということが明確に出たわけですよね、これで。議論を含め、踏まえてですか。そういう意味でちょっとずつ進んでいますので、もしご意見があれば今お伺いしてもいいし、まだこれについては最後までに決まればよいというふうに、私は思っています。

委員 もし景観、歴史・文化ってというのが次回で決まるのであれば、タイムスケジュール的にも3、4、5、6っていけるのかもしれないのですが、景観、歴史・文化にまた今日と同じような時間をかけるのであれば、むしろ3、4、5、6を基本方針に入れるということなのであれば、それを先に議論して固めたうえで、もう一遍戻ってくるっていうやり方もあるのかなと思いました。

委員長 やるべきことは、むしろ3以降にあるのですよね。都市基盤施設なりというか、対象施設別の提言というところにありますから、この対象施設別にそれぞれの提言をいかに取り入れているか、あるいはいかに取り入れるべきかという、そういう話ですから、だから具体的に今後話をせんといかんのは、この対象施設別の提言で、三つあって、1番は実は今やっているわけですね。一番やらんといかんと思うとるのは、次のオープンスペースの話ですね。このオープンスペースのあたりのところで、恐らく全部の話がストレートに出てくるって、入ってくるって、例えばほかの話、3番とか4番、3番4番、まあ全部かな。それはプライベートスペースのところでも別に出てきますけどね。いずれにせよ、各施設別の提案をするときに、十分にこれを取り入れたご意見を出していただきたいということなのですね。だから施設別の提案で先ほどから出ている、ここには書いてないですけど、駅前広場の話で、そういう歴史的なものを作るとか、あるいはビオトープ的なものを作るということを前々から言っていましたけれども、そういう話を入れてほし

いわけですよ。あるいは1号公園がどうかとか。

委員 すいません。そしたら今後の議論の進め方としては、対象施設別の提言っていう、ある種その施設ごとにこの観点からどういう提言していくかっていう、そういう流れで進めるという、そういう理解でよろしいですか。わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。はじめには私が書いたような話が出ていますけど、これはもう全面的に変わりますので、ただここで一つ重要なこと、これは町がお書きになった案ですね。一つだけ重要なことが含まれていて、一つだけじゃない。重要なこといくつかもちろん含まれているのですけども、だからこれは取り入れたうえで、私の案を作りたいと思っているのですが、どこに書いてある。一番最後のあたりですか。今回当委員会の目的に準じた意見を取りまとめましたので、町に対して提言いたしますと。この提言が、町が策定するまちづくりガイドラインの原案として活用されるというふうに書いてあって、これが町の考え方なんですよ。ここの意見に基づいて、次にガイドラインを作って、そのガイドラインに沿って町が区画整理組合とやり取りをして、実現に向けていくという、そういう原則というか、そういうやり方だそうですから、ここでの提言がそのままガイドラインになるというわけではない。そこが一つ重要な話です。よろしいでしょうか、とりあえずは。ちょっと時間が早すぎるかな。今申し上げたように、基本方針の話も実は重要なのですけども、最終的に決めるのはまだまだです。次回にでもまた議論があればしますので、ご意見があればまとめておいていただければというふうに思います。私の意見はほとんど入っていますのでね。そうしましたら、今日は、これはここまでにさせていただいて、次のテーマご説明願えますか。

事務局 続きまして、事務局からご説明させていただきます。スケジュールについてご説明させていただきます。前回も示させていただいたスケジュールでございますが、委員会スケジュールについて一部修正を行いましたので、ご説明いたします。事業スケジュールには変更ございませんが、こちら赤で示している箇所、ガイドラインの作成について修正を加えました。本委員会において、提言案を予定ではこの年内に出していただきまして、その提言内容を受けまして、島本町のほうで年明け1月にガイドラインを作成するスケジュールとさせていただいております。なお、第5回以降の本委員会の開催日については現在調整中でございますので、皆様におかれましては日程また決まりましたら、調整、ご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 次に町負担工事である水路付け替え工事について、進捗をご報告させていただきます。前回水路の付け替え工事の工程につきまして、四つの工区に分割してJR島本駅西土地区画整理事業の工程に合わせて実施していく旨、ご説明させていただきました。その中で町立第三小学校より南側に位置する柳原水路につきましては、当該土地区画整理事業において計画されている調整池に隣接しており、今後調整池の工事を着手するにあたり、当該水路が一部の区間支障となることから、支障になる部分につきましては仮排水路を新たに設置したうえで取り壊す旨、聞き及んでおります。前回の第3回まちづくり委員会以降も、各工事スケジュールについて、当該土地区画整理組合とも協議を行いながら進めておりますが、現在の進捗といたしましては、支障になる区間

の仮排水路の設置を進めており、その後切り替えを行い、撤去することとなりますので、生物多様性の観点から、既に既存水路内に生息している生物を職員で採取、保護し、水路の環境が同じである当該水路下流側に放流いたしております。今後も引き続き、当該土地区画整理組合と協議を図り、本町といたしましても当該事業の工程を把握し、適切に対応してまいりたいと考えております。以上、現時点における水道工事の状況報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。何かご質問ご意見、ございますか。

委員 委員です。本日は参考人Aにいろいろお話を伺った中で、文化財についての思いがある人たちで次のまちづくりをすることで、新たな計画がまた生まれてくるのじゃないかっていうご提案もあったかと思うのですが、具体的に今この地域で市民活動としてそういう組織が動いているのでしょうか。

委員長 ご質問ですか。

委員 歴史を生かした景観、まちづくりのような市民活動ってのは始まっているのでしょうか。

事務局 すいません。まちづくり委員会の第1回目に、フィールドワークというかたちでご案内いただいた方が所属されている団体さんとか、そういった方々が属されている団体において、そういった取り組みをなされているものとも認識いたしております。以上です。

委員 その方々が継承していかれたらいいのかもしれないですけども、せっかくこういうふうなこういう委員会ができて、これ多分もうここで終わりますよね、今年度でね。こういう思いをいろんなところかかわらせていただいていますけれども、島本町の方々がすごい熱い思いをお持ちだっている、すごく感じますので、また違うかたちで歴史的な検証を踏まえて、どういう将来の街の景観を作っていくかっていう研究会みたいなものを始められたらいいかなというふうに思いました。以上です。

委員長 今のお話は、町全般に関しての話ですか。

委員 そうですね。エリアここだけじゃない話ですし、やっぱり全体で考えていかないと、残せる残せないあると思いますので、本当に10年後50年後を見据えて、皆さんの希望を、夢を語っていくような場があったらいいなというふうに思いました。

委員長 ほかに、はい、どうぞ。

委員 さっき委員のお話を受けまして、ちょっと私も意見させてもらいたいのですが、先ほどご紹介されたとおり町民の方、もしくは参考人Aのような方にご協力いただきまして、そういう市民活動というのはやっています。桜井地区というのがやはり住民にとってかけがえのないところであるというのもプラス、貴重な場所だっているのがやっぱり近年どんどんわかってきたっていうのもありまして、今歴史の観点から、あと生物多様性の観点から、前回も説明させていただきましたとおり、希少なホテルが生息している地域で、これ草を刈ると絶滅する恐れもあるので、今それを一生懸命市民団体が組合と協力して保全活動をしているっていうのもあります。それもこの中でご紹介させていただいたらなとは思っているのですが、そういうのがあります。ただ、それはこのまちづくり委員会というガイドラインが出て終わりじゃなくて、やっぱり今後もうそういう活動というのが続けられるように、全町的に協力してやっていただきたいなという思いが

あつて参加しているというのもありますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。委員、先ほどおっしゃりかけていたご意見は、どうなのですか。もう、ちょっと待ってください。ほかにまだディスカッションすることありましたかね。

事務局 報告が。

委員長 ほんなら、報告程度だそうですから、その前におっしゃることあれば、今言っただけですか。

委員 感想というか、今日参考人 A にお話ししていただいて、大変ありがとうございましたっていうところで、歴史的な観点からお話をご依頼したのですが、教育的なことから、コミュニティから、全町的な今後の可能性というまでお示しいただいて、非常に希望が持てるお話だったなっていうのをちょっと言いたくて。

委員長 お出しいただいた資料に関しては、いいですか。

委員 いいです。質問ってということですか。

委員長 ええ。

委員 私が。失礼しました。すいません。まちづくり委員会への提言と資料の提出ということで、3部私のほうから提出させていただいております。これは先ほど参考人 A のお話の中にも重複する部分がありますので、詳細は割愛させていただきますけれども、長年この島本町の水無瀬離宮の研究をしていただいている豊田先生という方がいらっしやいまして、前回以前から私のほうで遺跡に関する話とか、水無瀬離宮の話、第1回目でもフィールドワークがありましたけれども、そういうところをお話しさせていただいたのですが、より専門的なご意見があったほうが、皆さんにわかっていただけるのかなと思ったので、こういう資料を提出させていただきました。これによりますとというか、現在の水無瀬神宮のあたりにあった、もともとあったと考えられる水無瀬離宮が『明月記』にもあるとおおり、高台のほうに移設して、それが今の関連の住宅っていうのが線路挟んで、水無瀬神宮の線路挟んであるのですが、あのあたりにあったというふうなことを伝えられていたのですが、そうではなくて、豊田先生の研究によると、広範囲にわたって一連の庭園地帯だったという提唱がございます。その関連の資料を配布させていただきました。長年島本町としては、歴史的な裏づけがないということで認められてなかったのですが、2014年に西浦門前遺跡と、本年の尾山遺跡が発掘されたということで、その裏づけとなる遺跡が出てきたというところのご説明を、その資料として、広範囲にわたって離宮、そして場合によっては執務もやっていたというような可能性があったと。そういうことを資料としてまとめさせていただいているのを提出させていただきましたっていうところなんです。以上です。

委員長 どうもありがとうございます。せっかくお出しいただいた資料ですから、十分に参考にさせていただきたいと思ひます。そうしましたら、報告のほうをお願いできますか。

事務局 事務局のほうから、最後ご説明させていただきます。地区内の緑化率についてという内容でございます。前回の委員会におきまして、こちらの資料のうちの面積の根拠数値が示されておらず、確認しづらいとのご意見をいただいておりますので、根拠数値を追記させていただいた資料を、本日ご準備させていただきました。市街化区域面積から鉄道敷と河川敷の面積の控除を行

い、緑化対象面積を算出しているという内容になっております。こちら、これに対し、緑道・公園・緑地の面積と、各住宅エリアの宅地部分の面積に、各エリアごとに決められている緑化率、15%ないし20%を計算します。これらの計算をしていただくと、市街化区域編入面積に対し、20%の緑化率が確保されているということが確認できるようになっております。こちらの資料についての事務局から説明は、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。何かご質問ご意見、ございますか。

委員 すいません。いいですか。ちょっとわかんないので、緑化率のところの各エリアの緑化面積っていうところなのですけど、各エリアの緑化面積というのはどういう部分のところか、どこまで緑化面積になるっていうのが、ちょっと私、よくわかんない。戸建てのところの砂利みたいなところ、庭、庭というか、もう砂利みたいなところから、何までもう各エリアの緑化面積ってどういうところ、具体的にちょっとわかんないので。

委員長 大阪府の基準のところ、緑化面積どう測るかっちゃうのがあったんですけど、今詳しいのはないですし、ちょっと今のご質問に説明できれば。

事務局 恐らくこの資料の右下にある、緑の枠の中のこの分数の計算の分子の部分を言われているのかなっていうふうに思うんですけど、公園・緑地・緑道の面積といいますのは、まずこの地区内にあります面積を示させていただいていると。各エリアの緑化面積と申しますのは、この上にある地区計画の内容を書かせていただいているんですけど、例えば住宅エリア1のところでございますら、敷地内の緑化率の最低限度が10分の2、いわゆる20%っていうふうになっております。なので住宅エリア1でしたら、この宅地部分のうちの20%が当該エリアの緑化面積になりまして、あと駅前エリアから農住エリア、住宅エリア2、3、それぞれは15%になっておりますので、それぞれの宅地分の緑化率15%を各戸足してもらった面積が、このそれぞれの各エリアの緑化面積っていうところに該当してきます。

委員長 よろしいですか。

委員 ちゃんと私の頭ではわかんないので、ちょっと。

委員長 どっちかいうと、これ計算上の面積であって、問題は特に既存宅地において、これだけの緑化率、緑化面積を確保されているかどうかっちゃうのは、全く定かじゃないわけですね。だから将来的にはそうなるにしても、将来的にそうするという担保のための措置が要るわけですね。それは緑化協定とか、何かあるかもしれません。その手のことをさっきのガイドラインの策定に向けた提言の案の1番3に、実現に向けてというふうに書いてありますが、その実現の向けての中で、そういうようなところをぜひ書きたいと思えますし、そういういろんな案があれば、町の側からもお出しいただきたいなと思えます。

委員 よろしいですか。すいません。ちょっと私も緑化率の適切な値っていうのが、ちょっとよくわかってなくて、これは面積による、面積で20%っていうのを確保するお話なのか、それとも人口で、計画人口でこの20%っていうのをやるのか、であれば、この分子の部分の各エリアの緑化面積っていうのが適切なのか、公園面積っていうのがこれは適切なのか、これ。

委員長 これはあくまでも、この地区の中での話ですから、公園の面積にしても、緑道にしても、緑地に

しても、面積きっちりわかっていますね。

委員 となると、人口的な変動する部分っていうのは、どういうふうに反映されるのですか。

委員長 どういう意味ですかね。

委員 例えば。

委員長 それは都市緑地法とか、その他の関係の話ですか。

委員 都市緑地法とかの関係の話なのかどうかはわかってないので、そこをちょっと聞いているんですけど。

委員長 少なくともそのあたりで定められた基準は、十分にこの数字であれば満たしているはずですけどね。

委員 これは満たしているっていうふうな資料になっているのですか。

委員長 あれはないですけど、もし計算できればその手の資料もまた出していただけたらいいですが、私はこれで十分いろんな基準は満たしている数値だと思います。

委員 例えば、町は3パターンの人口案みたいの出しているのですが、それとも整合性が取れている。

委員長 そのはずですよ。それも計算してください。それを今、だからこの地区内で想定されている人口に対しての一人当たりの面積でいいのですよ。それは計算すれば簡単に出るはずですから、出していただきたい。

委員 お願いします。

委員長 とにかくあくまでも一番問題は、既存宅地ですね。よろしければ、ちょっとさっきの話に戻った話で、さっきあそこの用水路、名前忘れちゃった。

事務局 津梅原水路。

委員長 いや、そっちじゃないほうじゃなかったですか。2号公園のところの話が出ましたね。あれは何緑地といたのですかね。緑地じゃなくって、水路です、水路。

事務局 柳原水路。

委員長 そうです。柳原水路のところ、こういう措置をしたという話をおっしゃったのですが、これは町の生物多様性にかかわるガイドラインに沿って、町としてはきっちりおやりになっているわけですね。

事務局 今、委員長からお話ありましたように、生物多様性のガイドラインに沿ったかたちでの対応はいたしております。以上でございます。

委員長 わかりました。

委員 すいません。ちょっと質問あるんですけど。

委員長 はい。

委員 こないだ工区別ってもらったじゃないですか。こないだ、いただいた資料で。津梅原水路の1工区は、もう工事着工っていうか、もう工事するっていうことで、もう生物多様性っていう観点から考えても、ちょっとそれは無理だっていうことで、もし調査結果とか、資料とかはあるってことだったのですか。

委員長 私もそれを一つは聞きたい話もあったのですが、どこでしたか。フジタでしたか。社内の基準に沿って生物に関する調査をしているというお話が随分前にありましたよね。あれの結果をぜひ出していただけないかというのがあるのですけどもね。それと今おっしゃられたところの調査がもしあったのだったら、それも出していただきたいのですけどもね。

委員 あと、すいません。2工区3工区も、可能な限りご意見いただいたらっていうことを前回言っていたいているのを、どういう、どこまでこの既存の第1工区、この青い部分がもう工事しているってことは、もう第2工区第3工区も、それにもう沿ったっていうか、もう全体の工事はもう決まっているってことですよ。2工区3工区、ご意見あったら取り入れていただけるってことなのですけど、どういうふうに具体的にどこの、ちょっとその工事で、ばあって見ただけで、この地図っていうか、この場所を見ただけで、意見、私は既存のこの黒い点線。津梅原水路の撤去区間の、ここを何とか生かして、残してできないかっていうのを、素人なので全然ちょっとわかんないのですけど、もう決定っていうか、この工事決定しているのやったら、2工区3工区、希望っていうか。

委員長 これからやるところの話ですよ。

委員 そうですね。でもちょっと。

委員長 だから希望というか、何というか、こちらとしての提案はできるし、すべきだと思うのですね。

委員 してもいい、まだ工事のスケジュール的には大丈夫なのでしょうか。

委員長 大丈夫じゃないのですか。

委員 大丈夫ですか。

委員長 まだどういことをやるということも、決定してないわけですよ。

事務局 今2工区3工区のお尋ねなのですけども、今後令和3年度以降に一応スケジュール的には予定しておりますので、ご意見をいただいた中で、令和3年度に反映できるぶん、可能な範囲については、それを踏まえたうえで、今後2工区3工区については、整備はしていきたいなというふうに考えています。

委員長 意見は今のこの報告書で言えばこのオープンスペースか、あるいはこのままでは基盤施設に入る。どっちに入れたほうが、あれっっちゃうか、そこできっちりと意見は言いたいと、言うべきだというふうに私も思っていますから、その段階でおっしゃっていただけますか。

委員 はい、わかりました。

委員 よろしいですか。学識の先生に伺いたいのですけど、この黒い点線部分って、水路の黒い点線部分なのですけどね。この水路の図ありますよね。前回の資料ですね。その黒い点線のところを今回廃止して、赤い線のほうに付け替えるっていう工事がされるわけなのですよ。私がちょっとよくわかってないのですけど、その黒い点線部分は、土地区画整理で土地利用するのに区画的に適していないので、排除して、赤いところに付け替えるっていうところなのです。そうなのです。それが今回組合施行で、この土地区画整理事業なのですけども、その水路付け替えるってのは町の公共工事なわけなのですよ。それはそういうものなのですか。何か私、組合施行なのだったら、組合の事業なのかなって思っていたのですけど、そうじゃなくてそこだけ町の事業だっているふう

にされていて、例えばもう配管が、配管というか、管が古いから取り替えますとか、そういう目的、必要があって、どうしてもやらなきゃいけない工事でやるっていうふうなちょっと認識がなくて、土地利用のために付け替える工事っていうふうに、公共事業っていうふうに伺っているのですが、それは土地区画整理事業上っていうのは、そういうものなのですか。というのが、ちょっとわからない。公共事業としてそれをやるものなのですか。例えば公園みたいに組合施行でやって、町に移管するとかっていうやり方もあると思うのですが、どうして町が公金でそれを、その水路の事業をやっているのかどうか、ちょっとよくわかってなくて。

委員 ちょっと僕もよくわからないのですが、それは町としてはどういう説明をしているのを伺いできるのですか。

委員長 今回の柳原水路の場合の費用負担の分担割合とか、どこをどう分担したかの話もついでにちょっとしていただけますか。

事務局 委員長。

委員長 はい。

事務局 区画整理事業の区域内の事業のうち、今回はこの津梅原水路と柳原水路については、区域外の水を区域内を流すという工事になりますので、この部分については今回、町の関連工事ということで、直接町が組合との協議の中でさせていただくことを決定させていただいております。ただ必ずしも法的に町が絶対しないといけないというものではないのですが、それは区域外からの水という位置づけもありましたので、特別にこの部分については町が直接させていただくというかたちになっております。以上でございます。

委員長 よろしいですか。

委員 それで理解できるお話なのですかね。そういうものなのですか。

委員 ちょっと、そういう経験がないので、あれですが、それが正しいのじゃないですか。多分、利用期間は。

委員 ただ下水とかに関しては、公共管に対して、自前で接続するような話を聞いたことがあるのですが、自分、水洗に。

委員 ちなみにこれ下水ではないのですよね。

委員 はい。

委員 この水路自体は町の所有なのですかね。それとも何か不明なやつですか。

事務局 この水路については、今、町が管理している水路です。補足をさせていただきますと、今回この津梅原水路の工事と、あとは下水道の本管の工事は町のほうでさせていただくと。区画整理事業を町がどこまで財政的な負担をするかっていうのは、各市町村が裁量の範囲で一定できる場所がありまして、例えば他市であれば負担金等を、とか補助金とかを組合さんにお渡しさせていただいて、その財源をもってこういった水路の改修でありますとか、整備を組合のほうでさせていただくという方法もあります。ただ今回はそれを、補助金というものは、町は今のところ1円も出さずに、その代わりに町関連工事として、この水路の改修と下水の本管の工事をさせていただくというかたちで、協議をさせていただいたということでございます。以上です。

委員 その既存の水路を改修するとか、そういうのだったらまだ今の話はわかるのですが、今回は付け替えをしているわけじゃないですか、別のところに。それは町としては必要な事業かって言われたら、ちょっとそこがわかってなくて、いや、それがもう配管古くて取り替えましたとかだったら、それ必要な工事だと思うのですね。付け替えっていうのは、別なものを作るのに私の中では等しくて、

事務局 ちょっと水路の関係の話をここまで細かくするのが、ほんまに正しいかどうかちょっとわかりませんが、この水路を付け替えることについては、区画整理事業の中で換地をして、一番適切な場所に配置をし直すというのが目的の一つ。それと既存の水路が今断面が不足しているので、その断面を容量が下水道計画に合うようなかたちで拡大させるっていうのが二つ目の目的になっておりますので、それは今回区画整理事業をするに伴って、町として必要な工事であることで、整備をさせていただくということでございます。よろしいですか。昨日ちょっと都市整備課のほうで詳細説明させていただいた内容と一緒になんですけど、よろしいですかね。

委員長 よろしいですか。

委員 わかるかわかんないかっていったら、わからないのですが、1、2について言われたのだけど、1は組合の話で、2は町の話なのじゃないかなって思うので、いや、わからないのですが、何かそれ以上の説明がないのですよね、多分。1は組合の都合のお話、2は町のお話ですよ。そこがちょっとよくわかってなくて、その付け替え工事のあれがわからない。個別。

事務局 すいません。ちょっと私の説明が下手くそなのかもしれないですけど、一つ目のその区画整理事業に伴って民間の土地として残る場所と、行政が最終的に移管を受ける場所とありますので、行政が移管を受ける公共的な場所で、最も効率的な水路の配置の計画を作ったうえで、町が事業をさせていただくということで、場所については一番区画整理事業、今回していただくうえで、合理的な場所に付け替えをさせていただくということになっておりますので、その一つ目の理由も、二つ目の理由も、組合さんの理由っていうことは、事業の中ではあるかもわかりませんが、町の将来的な移管のことも含めたうえでの、町としての理由になるかなとは思いますが、よろしいですか。

委員 私がよろしいって言わないと、話は終わらないのですかね。また個別にちょっと聞かしていただきたいのですけど。

事務局 詳細また個別にさせていただきますので、よろしくお願ひします。

委員 赤いところの、はい、わかりました。

委員長 そうしてください。費用負担、費用分担の話は、恐らく直接には委員会にかかわりないので、個別にちょっと対応していただけますか。それじゃほかにございますか。

事務局 ほかには、特にございません。

委員長 私、申し上げたフジタさんですか。やられた調査というのも出していただけますね。恐らく何の問題もないと思うのですが。

事務局 一応組合さんのほうから正式なそういった調査結果をいただいた段階で、またお示しさせていただきますか。

委員長 届けが出た段階ですか。

事務局 まだちょっと内容がまだまとまっていないというか、まだ中間報告段階でございまして、正式なものはまだ町のほうには届いておりませんので、その内容が整いしだい、またご提供させていただきたいと思います。

委員長 私の印象なのですけれども、とっくにわかっていた事柄が突然出てきて、え、そんなものなのだ、それがもっと最初の段階で出していただければ、別に何の問題もなかったのにということ多いわけですね。だから、今の柳原水路にしたって生物に関する調査をします、あるいはしましたという、その時点で言ってさえいただければ、抵抗なくすんなりとあれですから。そういう関連する情報については、なるべく早くにすべて出していただきたいというふうに思います。じゃあ、ほかによろしいですか。それじゃ、これで終わりにしたいと思います。本日は大変長い間、どうもありがとうございました。

事務局 議長、どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。それでは第4回 JR 島本駅西地区まちづくり委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉会